

一般廃棄物処理基本計画

平成30年8月

静岡県下田市

目 次

序章	1
第1節 計画の策定の趣旨と計画の位置付け	3
1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画の位置付け	4
第2節 計画書策定フロー	5
第1章 地域の概況	7
第1節 地理的・地形的特性	9
第2節 気候的特性	10
第3節 人口動態・分布	11
1. 人口及び世帯数	11
2. 人口動態	12
3. 人口の分布状況	12
第4節 市街地・集落等の動向	13
第5節 産業の動向	13
1. 第1次産業	13
2. 第2次産業	14
3. 第3次産業	14
第6節 土地利用状況	16
第7節 将来計画	17
1. 第4次下田市総合計画の施策体系	17
2. 下田市環境基本計画の施策体系	18
第2章 ごみ処理基本計画	21
第1節 基本方針	23
1. ごみ処理に関する法律の概要	23
2. 国の目標値	26
3. 静岡県目標値	27
4. ごみ処理の基本方針	27
5. 施設整備の方針	28
第2節 目標年次	28

第3節	ごみの排出の現況	29
1.	ごみ処理の現況	29
2.	ごみ処理量の予測	46
第4節	ごみの処理主体	54
第5節	ごみ処理基本計画	55
1.	発生抑制・資源化計画	55
2.	収集・運搬計画	64
3.	中間処理計画	67
4.	最終処分計画	69
5.	その他	72
第3章	生活排水処理基本計画	75
第1節	基本方針	77
1.	生活排水処理の基本方針	77
2.	生活排水処理施設整備の基本方針	77
第2節	目標年次	78
第3節	生活排水処理の現況	78
1.	生活排水処理施設の整備状況	78
2.	生活排水の処理状況	79
第4節	生活排水処理に関する予測	81
1.	処理形態別人口	81
2.	し尿及び浄化槽汚泥発生量	82
第5節	生活排水処理の処理主体	83
第6節	生活排水処理基本計画	84
1.	生活排水の処理計画	84
2.	生活排水の処理目標	85
3.	し尿及び浄化槽汚泥の処理計画	86

資料編

序 章

第 1 節 計画の策定の趣旨と計画の位置付け

1. 計画策定の趣旨

高度経済成長以降の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、天然資源の枯渇への懸念や生態系への危機、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題等、さまざまな環境問題を引き起こしています。

また、生活排水の処理は地域の水環境と密接な関わりを持っており、水の恵みを受けている本市にとって、身近な河川や海の水質及び生態系の保全に直結する重要な問題です。

本計画は、このような背景を踏まえ、本市において廃棄物の発生抑制と資源化の推進、排出された廃棄物の適正な収集、運搬、中間処理及び最終処分を確保し、循環型社会を形成するために必要な取組を進めることを目的として策定します。

また、本計画の位置付けは図 1 に示すとおり、「第 4 次下田市総合計画」及び「下田市環境基本計画」を上位計画とし、法律や県の計画と整合をとった計画となっています。

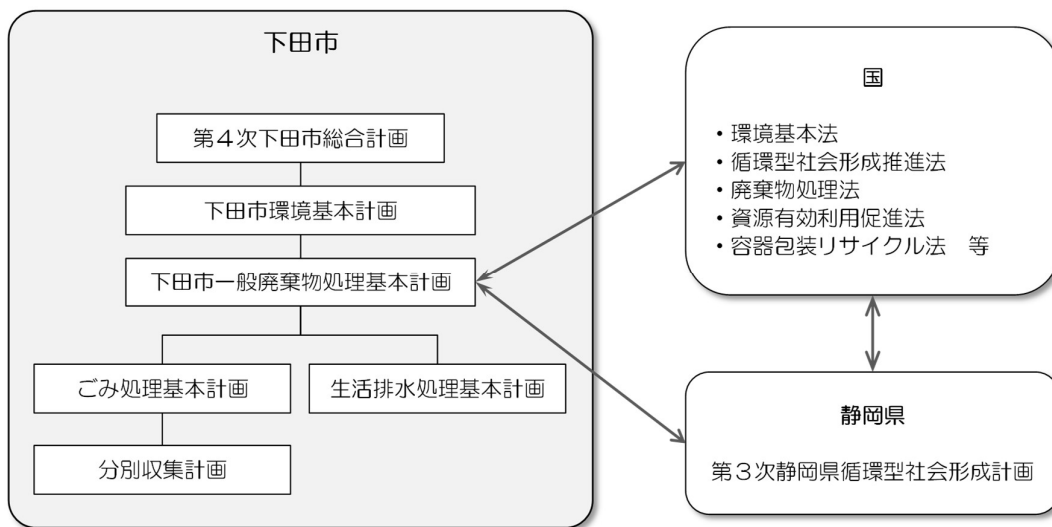


図 1 本計画の位置付け

2. 計画の位置付け

1) 法的位置付け

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下、「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項の規定では、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）を定めなければならない」ものとしています。

一般廃棄物処理計画は、①長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、②基本計画に基づき年度ごとに一般廃棄物の収集、運搬及び処分について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されるものであり、それぞれ、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）及び生活排水（し尿及び生活雑排水をいう。）に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）に分けて策定することになっています。

これらの関係を示すと次のとおりとなります。



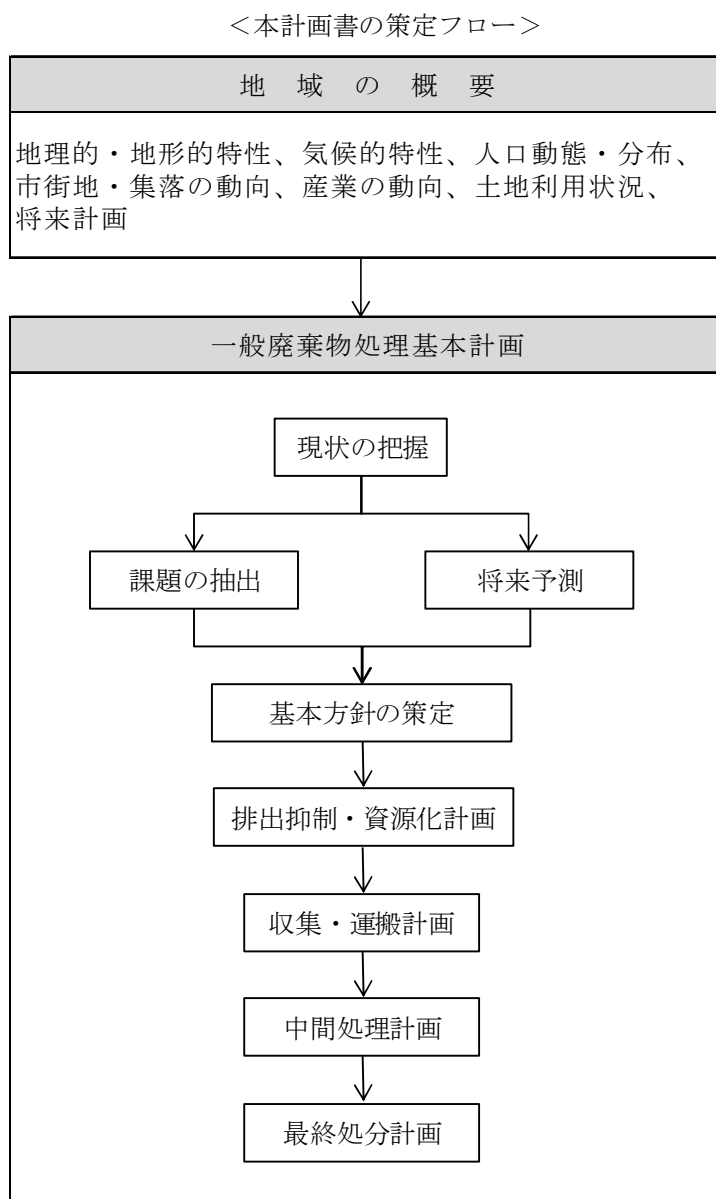
2) 基本構想との関連

廃棄物処理法第 6 条では、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない」ものとしています。

したがって、本計画は、第 4 次下田市総合計画を上位計画として策定するものとします。

第2節 計画書策定フロー

本計画書の策定フローは、以下に示すとおりです。
本市の地域概要及びごみ処理の現状を把握し、課題の抽出及び将来予測を行います。
その後、基本方針を定めるとともに、排出抑制・資源化計画、収集・運搬計画、中間処理計画、最終処分計画等の個別計画を定めます。



第 1 章 地域の概況

第1節 地理的・地形的特性

本市は、静岡県東南部、伊豆半島の南部東側に位置し、東と南は相模湾、西は南伊豆町、北西は松崎町、北東は河津町に隣接しています。

総面積は104.38km²で、市全体の77%が、山林・原野に覆われ平坦地は非常に少なくなっています。これは、伊豆半島の骨格をなしている天城山系につながる比較的急峻な山々が市内全体に連なり、この山並みが相模湾に面する海岸部まで張り出しているためです。このことから、海岸部では断崖や砂浜など約47kmに及ぶ美しい景観が形成され、これが多種多様な魚介類の絶好の生息地となると同時に、本市観光の魅力ともなっています。

なお、平坦地は主としてこの急峻な山並みの間を流れる稲生沢川、大賀茂川の流域にまとまって存在するほか、海岸線に点在しています。

また、本市は、富士火山帯に位置するため、豊富な温泉資源に恵まれて温泉観光地を形成していますが、一方では、現在活動中の造山運動地域内に位置しているため、地震などの自然災害に見舞われやすい状況にあります。



図 1-1-1 下田市の位置図

第2節 気候的特性

本市の気候は、近海を北上する黒潮の影響により年平均気温は 17℃程度と全般的に温暖です。降雨量は6月の梅雨期と9月の台風来襲期に多く豊富です。

このように、植物の生育に適した気候条件を有する本市には、温帯系の広葉樹や針葉樹はもちろん、亜熱帯系の植物も自生し、四季を通じて多様な草花や果実が成育しています。

表 1-2-1 気象の概況

年	気温 (°C)			風速 (m/s)		日照時間 (h)	降水量 (mm)
	平均	最高	最低	平均	最大		
H23 (2011)	16.7	31.5	0.3	4.3	29.3	2,210.5	1,556
H24 (2012)	16.6	31.5	0.3	4.3	24.4	2,242.1	1,928
H25 (2013)	17.0	32.9	1.6	4.2	22.1	2,245.0	1,463
H26 (2014)	16.4	30.1	1.7	5.0	32.2	2,280.4	1,614
H27 (2015)	16.9	32.6	1.9	5.2	21.4	2,172.0	2,235
H28 (2016)	17.3	32.4	-0.4	5.0	19.3	2,207.7	1,948

(資料：気象庁年報[石廊崎])

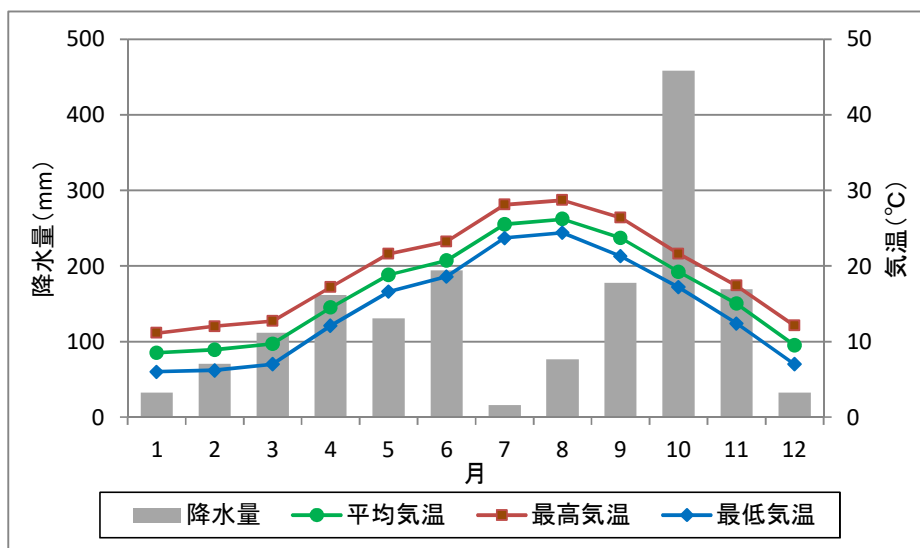


図 1-2-1 平成 29 年の気象の概況

第3節 人口動態・分布

1. 人口及び世帯数

本市の人口は減少傾向を示しており、10年間で3,427人（13.0%）減少しています。

世帯数も減少傾向を示しており、平成28年度までの10年間で392世帯（3.4%）減少しています。

表 1-3-1 人口及び世帯数の推移

年度	人口 (人)	世帯数 (世帯)	世帯人員 (人/世帯)
H19 (2007)	26,365	11,513	2.29
H20 (2008)	25,869	11,456	2.26
H21 (2009)	25,549	11,507	2.22
H22 (2010)	25,217	11,481	2.20
H23 (2011)	24,881	11,463	2.17
H24 (2012)	24,515	11,398	2.15
H25 (2013)	24,230	11,400	2.13
H26 (2014)	23,864	11,371	2.10
H27 (2015)	23,444	11,273	2.08
H28 (2016)	22,938	11,121	2.06

(資料：市民保健課)

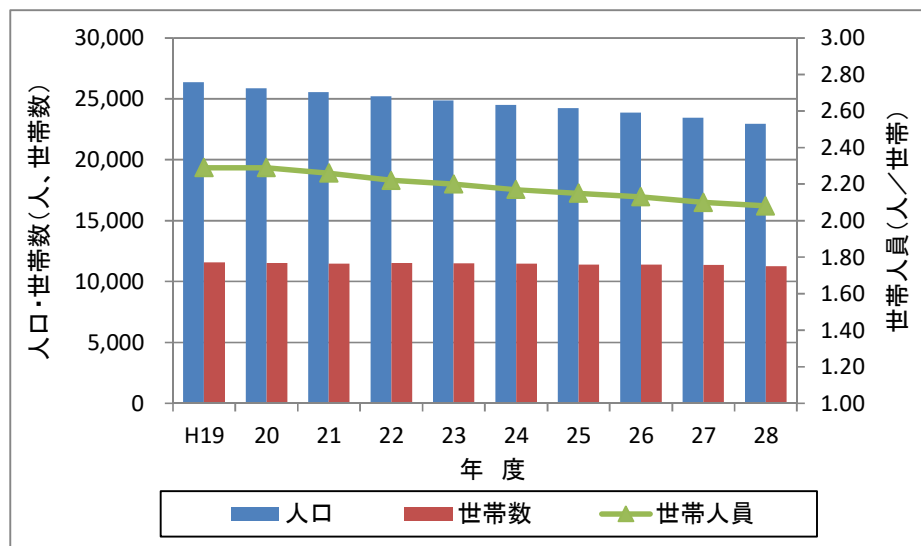


図 1-3-1 人口及び世帯数の推移

2. 人口動態

自然動態は死亡が出生より多く、社会動態では転出が転入より多く、人口は減少傾向にあります。

表 1-3-2 人口動態

区分	増減	自然動態		社会動態		その他
		出生	死亡	転入	転出	
H23 (2011) 年度	▲ 368	141	388	879	1,010	+ 10
H24 (2012) 年	▲ 285	123	374	839	1,072	+199
H25 (2013) 年	▲ 366	153	391	840	971	+3
H26 (2014) 年	▲ 452	113	409	794	952	+2
H27 (2015) 年	▲ 484	116	375	815	1,050	+10
H28 (2016) 年	▲ 458	111	388	730	918	+7

注 1) 平成 24 年度より外国人住民も含む。

(資料：市民保健課)

注 2) 集計期間の変更のため平成 25 年度より年単位で集計されている。

平成 24 年度以前…各年度 3 月 31 日現在年度計

平成 25 年以降…各年 12 月 31 日現在年計

3. 人口の分布状況

稲生沢地区が市人口の 28.5% (平成 27 年度) と最も多くの人口を占めています。

なお、下田地区が平成 23 年度に対する人口減少率が 7.19% (平成 27 年度) と最も大きい地区となっています。

表 1-3-3 地域別人口分布 (各年 4 月 1 日現在)

地区名 年度	下田	稲梓	稲生沢	白浜	浜崎	朝日	総数
H24 (2012)	5,428	2,616	7,002	2,166	3,136	4,167	24,515
H25 (2013)	5,338	2,553	6,894	2,158	3,083	4,204	24,230
H26 (2014)	5,209	2,507	6,818	2,129	3,064	4,137	23,864
H27 (2015)	5,148	2,466	6,686	2,092	3,004	4,048	23,444
H28 (2016)	5,043	2,406	6,517	2,054	2,993	3,985	22,938

注 1) 平成 24 年度より外国人住民も含む。

(資料：市民保健課)

第4節 市街地・集落等の動向

中心市街地は、古くから地域の文化・伝統の中心であり、経済・活動の拠点として地域の顔となってきました。しかし、近年のモータリゼーションの発展、ライフスタイルの変化、市外の大型店での購入、通信販売の普及など商業環境の変化が進み、さらに後継者不足や消費者ニーズの多様化への対応の遅れなどの問題も顕在化しています。

これらの原因による消費流出が地元購買率の低下を招き、商店街では廃業による空き店舗、駐車場化が進んでいます。

本市においては平成 28 年 3 月にまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しており、産業の活性化や雇用の場の確保、若年層の誘致や繋ぎ止めに努めています。

第5節 産業の動向

1. 第1次産業

1) 農業

本市は温暖な気候に恵まれ、生産される農産物の種類は多種多様にわたっていますが、本市の特産品といえるものは、わずかに「柑橘類」、「アロエ」など数点にすぎません。

本市の農業は、もともと経営規模が小さいところに労働力の高齢化と後継者不足が進み非常に厳しい状況にあります。今後予想される若い新規農業従事者の減少と高齢による引退従事者の増加は、本市農業の将来をさらに厳しいものにしていきます。

本市の農地は、その地形的条件から、その大半が稲生沢・大賀茂の両河川流域に分布しています。それ以外は耕作が不便な緩傾斜地に分布しており、経営農地の条件は全体的に悪いものとなっています。

2) 漁業

本市の水産業は、200 海里体制の定着化による漁場の制限、水産資源の枯渇、漁業労働力の高齢化と後継者の不足、消費の伸び悩み、魚価の低迷など多くの問題を抱えています。

相模湾及び駿河湾に面する本市海域の浅海部は、岩礁地帯が多く魚介類、海藻類の絶好の棲息地となっているため、本市はイセエビ、アワビ、サザエ、テングサ、ヒジキ等の多種多様な水産物を水揚げしています。

本市の漁業は、これまでキンメダイの漁獲量によって支えられてきましたが、近年伊豆諸島周辺でのキンメダイ漁獲量は乱獲等により減少した資源量が回復していないために減少傾向にあり、漁業全体の停滞が深刻化しています。

そこで、資源量回復のためにアワビ、マダイ等の稚貝及び稚魚の放流や夜間操業の自粛、漁具制限等に取り組んでいるほか、平成 27 年度から静岡県水産技術研究所においてキンメダイの栽培漁業を研究しています。

2. 第 2 次産業

本市の工業の中心は食料品工業で、これらの事業所は従業員数が 4～9 人の零細な企業であり、従業者の高齢化や後継者不足、インターネット販売の普及等によって、廃業による空き店舗や駐車場への転換が急増しています。

また、本市は急峻な山々が占める面積が大きく、工場建設等の立地条件が整わないこと、配送ルートの確立及び迅速化に課題があること等の要因から、産業として成り立ちにくい立地環境となっています。

静岡県において、平成 27 年度から地域本社移転・拡充促進プロジェクトが開始されており、本市もその対象に含まれています。新規立地や初期投資に関する支援として県融資制度を活用し、就労機会の創出及び市内産業の振興を図っています。

3. 第 3 次産業

本市は、海、変化に富んだ海岸部の自然景観、温泉、開国にまつわる史跡、文化財等を観光資源として、昭和 36 年の伊豆急行開通以来急速に観光都市として発展してきました。

しかし、本市の観光は、都市的観光施設が少なく主に自然資源を中心に展開されてきたため、観光客の滞在日数は比較的短く、その約 4 割が夏季（7～9 月）に集中する一季集中型観光となっています。

また、観光客数は、昭和から平成に入ってから減少していましたが近年回復傾向にあります。

従来の遊魚の他にスキューバダイビング、サーフィン、シーカヤックなどの体験型

観光が盛んになってきており、人々の海への関心が年々強まっていることが背景にあります。この傾向は自由時間の増加と屋外レクリエーション志向の高まりによって、今後ますます増大することが予想されます。

また、本市では観光まちづくり推進計画を平成 25 年 4 月に策定しており、自然資源だけではなく歴史文化的資源を活かした観光まちづくりを進めています。

表 1-5-1 月別宿泊人数

年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
H24 (2012)	44,918	63,361	48,033	82,984	184,001	64,005	49,073
H25 (2013)	49,158	61,996	46,556	87,697	190,534	64,001	43,499
H26 (2014)	45,102	67,669	44,088	98,302	200,265	72,591	49,860
H27 (2015)	46,759	76,442	49,601	102,160	204,669	85,019	60,823
H28 (2016)	52,363	73,496	53,645	105,197	193,300	76,716	54,749

年度	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	総数
H24 (2012)	59,397	51,113	55,765	58,874	84,323	845,847
H25 (2013)	56,943	52,438	56,581	52,102	88,737	850,242
H26 (2014)	68,659	63,187	61,938	64,909	96,298	932,868
H27 (2015)	62,272	57,522	63,154	70,470	83,208	962,099
H28 (2016)	52,488	58,737	70,157	76,495	94,763	962,106

(資料：観光交流課)

表 1-5-2 伊豆急行下田駅乗降人員

年 \ 区分	総数	乗車人員	降車人員
H23 (2011)	974,005	439,848	534,157
H24 (2012)	1,124,906	527,802	597,104
H25 (2013)	1,101,316	514,063	587,253
H26 (2014)	1,089,983	504,980	585,003
H27 (2015)	1,131,773	525,298	606,475
H28 (2016)	1,069,598	486,007	583,591

注) 定期券分を除く

(資料：新南伊豆のすがた)

第6節 土地利用状況

地目別土地面積は、山林が最も多く全体の約57%を占めています。田や畑はやや減少傾向ですが、宅地はほぼ横ばいとなっています。

表 1-6-1 地目別土地面積

(単位：m²)

項目 年度	総面積	田	畑	宅地
H24 (2012)	104,700,000	3,304,715	3,777,819	3,798,749
H25 (2013)	104,700,000	3,302,601	3,769,330	3,801,847
H26 (2014)	104,710,000	3,298,269	3,768,180	3,813,254
H27 (2015)	104,710,000	3,287,393	3,747,659	3,816,606
H28 (2016)	104,380,000	3,280,536	3,736,370	3,805,101

項目 年度	山林	原野	他雑種地
H24 (2012)	59,166,535	20,808,141	13,844,041
H25 (2013)	59,165,961	20,809,406	13,850,855
H26 (2014)	59,162,008	20,809,206	13,859,083
H27 (2015)	59,175,304	20,812,908	13,870,130
H28 (2016)	59,528,257	21,107,380	12,922,356

(資料：税務課)

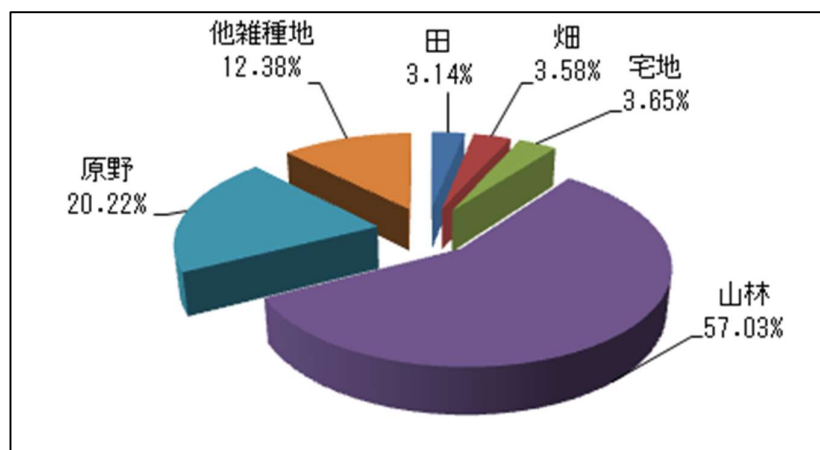
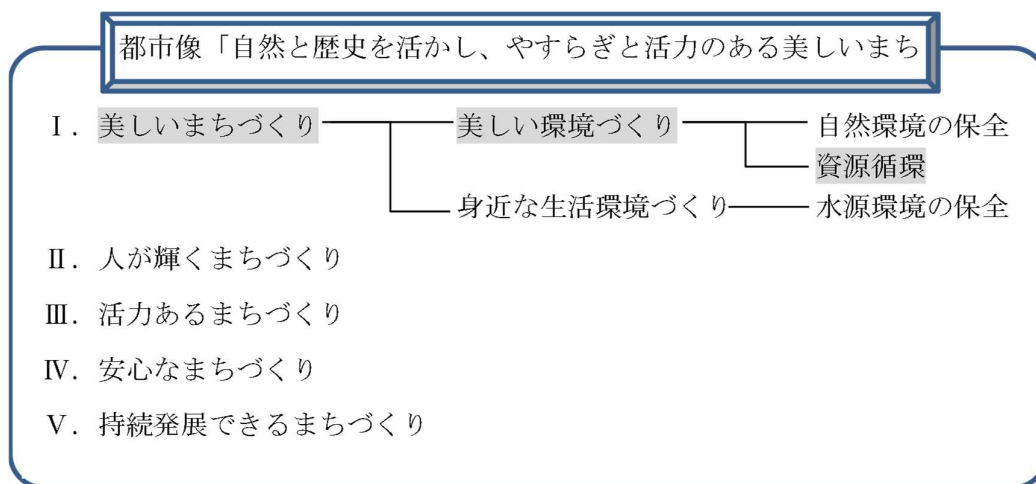


図 1-6-1 地目別土地面積

第7節 将来計画

上位計画である「第4次下田市総合計画」及び「下田市環境基本計画」の施策体系等を以下に示します。

1. 第4次下田市総合計画の施策体系



<資源循環に関する基本目標>

市民総参加で循環型社会の実現を目指します。

<基本目標を実現するための施策>

項 目	内 容
4 R の推進	<ul style="list-style-type: none"> 環境やごみ問題に関する広報などを実施し、4 R の意識の啓発に努めます。 市民、事業者、行政が一体となり、4 R をより一層推進します。
収集体制の効率化	<ul style="list-style-type: none"> 分別区分の細分化に対応した効率的な収集体制を検討し、収集業務の合理化やコスト削減に努めます。 焼却業務の包括委託又は収集業務の民間委託化を検討します。
資源の有効活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> プラスチック類や焼却灰の再資源化など新たな処分方法について検討します。 南豆衛生プラントの適正な運営に努め、汚泥の有効資源化を推進します。
施設整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> 分別収集の細分化に対応できる施設配置を検討し、効率的な処理に努めます。

4 R：ごみを減らすための方針であるリフューズ(Refuse 断る)、リデュース(Reduce 減らす)、リユース(Reuse 再使用する)、リサイクル(Recycle 資源を再利用する)の頭文字をとったもの。詳細は16ページ参照。

2. 下田市環境基本計画の施策体系

表 1-7-1 下田市環境基本計画の施策体系

基本計画	基本目標		取り組みの方向性
自然環境の保護・保全	自然環境を守り、人と自然が共生する美しいまちを目指します。		自然環境の保全
地域環境			省エネ対策と新エネルギーの推進 地球温暖化防止に向けた取組
環境教育			環境教育・環境学習の推進 環境情報の提供・発信、ネットワークの構築
景観形成	下田まち遺産を守り活用し、市民が愛着と誇りを持ち、良好な景観が活かされる魅力あるまちを目指します。		景観の保全
公害防止	市民の生活環境を保護するために、より良好な居住環境の形成を目指します。		きれいな空気の保全 静かな環境の保全 化学物質対策の推進
資源循環	市民総参加で循環型社会の実現を目指します。		リフューズ・リデュースの推進 リユース・リサイクルの推進
水	河川	景観や生態系に配慮した、安全な水辺空間の創出を目指します。	健全な水循環の保全と活用 きれいな水質の保全
	上水道	安全で安定した水の供給に努めます。	
	生活排水	公共用水域の水質を保全するとともに、地域に適した生活排水処理施設の整備を行い、清潔で快適なまちを目指します。	
公園	市民が安心して楽しむことのできる憩いの場を創出します。		公園の整備と市街地の緑化促進

<資源循環に関する目標達成のための取組内容>

【1】リフューズ（不要なものは買わない、もらわない、断る）・リデュース（ごみの排出削減）の推進

①廃棄物の減量化

- ・下田市営じん芥処理場などの環境関連施設の適正な維持管理を行います。
- ・過剰包装の抑制と買物袋持参運動を推進します。
- ・拠点回収、集団回収などにより、資源ごみの回収を促進します。
- ・草木の有効利用により、ごみの減量化を図ります。
- ・循環型社会を形成し、廃棄物量の削減を図るため、「ふじのくに廃棄物減量化計画」との協調に努めます。
- ・リフューズ・リデュースの促進により廃棄物量の減量を図ります。
- ・使い捨て製品の抑制、ものの長期使用など資源の有効活用に努めます。
- ・事業所の廃棄物適正処理を促進します。
- ・大切な自然を守るため、不法投棄防止の推進に取り組みます。
- ・ふじのくにエコショップ宣言制度の周知など推進に努めます。

【2】リユース（不要となったものの再使用）・リサイクル（再生利用）の推進

①効率的なリユース・リサイクルシステムの確立

- ・循環型社会を形成、資源の有効活用を図るため、「ふじのくに廃棄物減量化計画」との協調に努めます。
- ・リユース、リサイクルの促進による廃棄物量の減少を図ります。
- ・フリーマーケット、リサイクルショップなどの利用を促します。
- ・リターナブル容器の使用、再生資源の利用など資源の有効活用に努めます。
- ・家電リサイクル法などのリサイクル関連法の遵守・啓発をします。
- ・リサイクルステーションの適正な維持管理に努めます。
- ・地域や子供会などにおけるリサイクル活動を支援します。
- ・グリーン購入の実施に努めます。
- ・学校給食等から発生する残渣のリサイクルを検討します。
- ・家庭用生ごみ処理機の購入に補助金を支給します。

<水に関する目標達成のための取組内容>

【1】きれいな水質の保全

①生活排水対策

- ・公共下水道の整備と適正な維持管理をします。
- ・公共下水道接続への啓発を行います。
- ・し尿処理施設の適正な維持管理をします。
- ・公共下水道処理区域外の合併処理浄化槽の普及を促進します。
- ・浄化槽の保守点検の促進や法定検査の周知を行います。
- ・生活排水浄化活動の支援、生活排水対策の情報提供を行います。

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 基本方針

1. ごみ処理に関する法律の概要

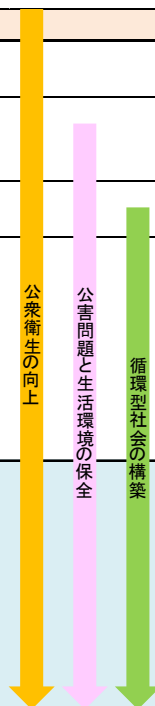
廃棄物の処理は、廃棄物処理法に基づき、ごみの適正処理・処分に重点を置いた事業が行われてきました。

しかし、地球温暖化問題をはじめとする環境問題に対応することを目的として、各種の環境及びリサイクル関連法が施行され、それによって環境負荷の軽減、資源の循環利用の促進に重点を置いた事業が求められるようになりました。

廃棄物処理に関する法律について、法整備の流れを表 2-1-1、法体系を図 2-1-1、法の概要を表 2-1-2 にそれぞれ示します。

表 2-1-1 廃棄物処理に関する法律整備の流れ

年代	主な課題	法律の制定
戦後～1950年代	<ul style="list-style-type: none"> 環境衛生対策としての廃棄物処理 衛生的で、快適な生活環境の保持 	<ul style="list-style-type: none"> 清掃法(1954)
1960年代～1970年代	<ul style="list-style-type: none"> 高度成長に伴う産業廃棄物等の増大と「公害」の顕在化 環境保全対策としての廃棄物処理 	<ul style="list-style-type: none"> 生活環境施設整備緊急措置法(1963) 廃棄物処理法(1970) 廃棄物処理法改正(1976)
1980年代	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理施設整備の推進 廃棄物処理に伴う環境保全 	<ul style="list-style-type: none"> 広域臨海環境整備センター法(1981) 浄化槽法(1983)
1990年代	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の発生抑制、再生利用 各種リサイクル制度の構築 有害物質(ダイオキシン類含む)対策 廃棄物の種類・性状の多様化に応じた適正処理の仕組みの導入 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理法改正(1991) 産業廃棄物処理特定施設整備法(1992) バーゼル法(1992) 環境基本法(1993) 容器包装リサイクル法(1995) 廃棄物処理法改正(1997) 家電リサイクル法(1998) ダイオキシン類対策特別措置法(1999)
2000年～	<ul style="list-style-type: none"> 循環型社会形成を目指した3Rの推進 産業廃棄物処理対策の強化 不法投棄対策の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 循環型社会形成推進基本法(2000) 建設リサイクル法(2000) 食品リサイクル法(2000) 廃棄物処理法改正(2000) PCB特別措置法(2001) 自動車リサイクル法(2002) 産廃特措法(2003) 廃棄物処理法改正(2003～06、10) 小型家電リサイクル法(2013)



循環型社会を形成するための法体系

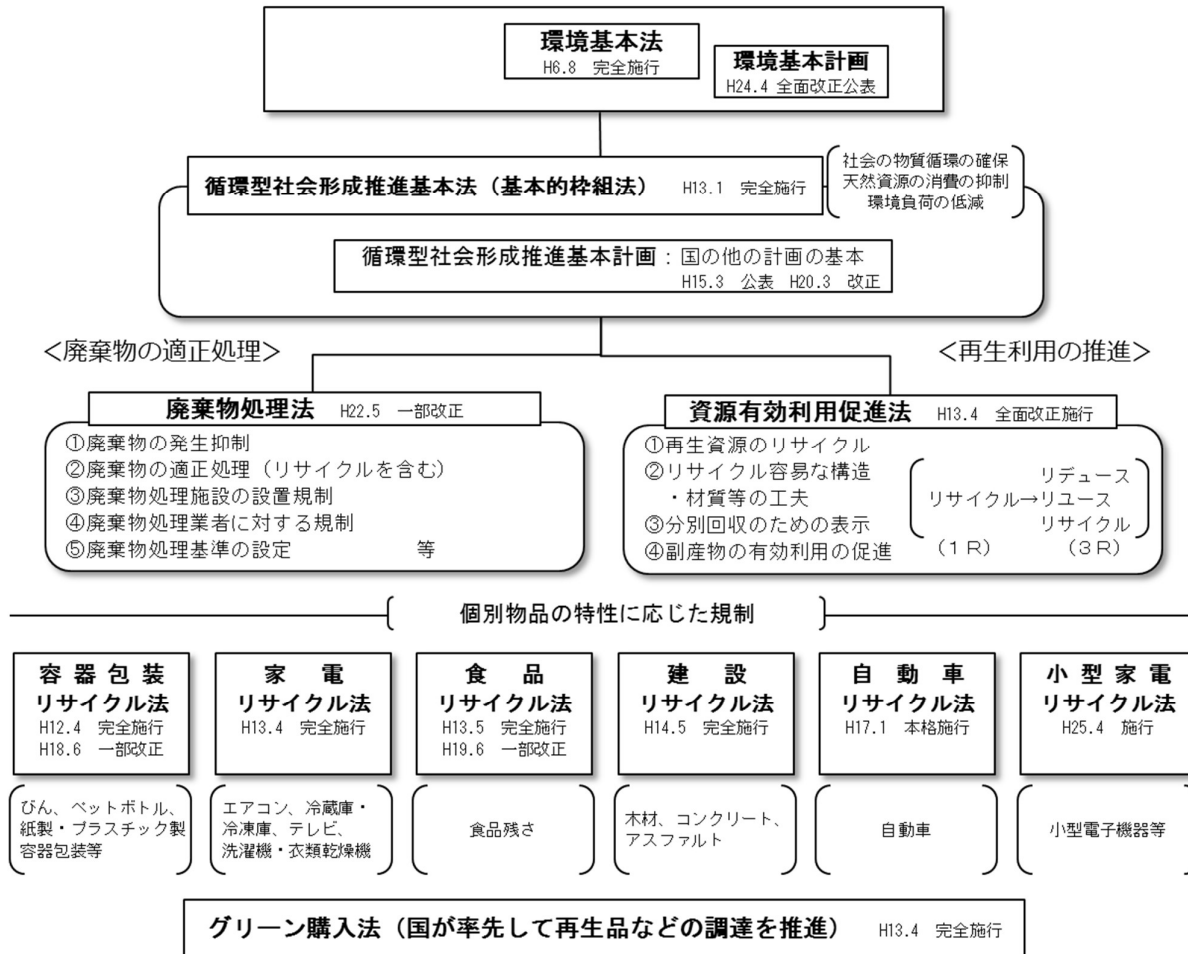


図 2-1-1 廃棄物処理に関する法律の体系

表 2-1-2 関係法令の概要

施行年月	法律名 【正式名称】	概要
H6. 8	環境基本法	環境保全に向けた枠組みを示した基本的な法律。 環境に関するすべての法律の最上位に位置する。 基本理念として、(1) 環境の恵沢の享受と継承等、(2) 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等、(3) 国際的協調による地球環境保全の積極的推進が掲げられており、国、地方公共団体、事業者、国民の各主体の責務が定められている。
H12. 6	循環型社会形成推進基本法	循環型社会の実現に向けた基本的枠組みを示し、その道程を明らかにすることを目的とした法律。 有価・無価を問わず、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と定義、その循環的な利用を図るべきと規定。
H22. 5 (改正)	廃棄物処理法 【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】	廃棄物の排出抑制、適正な処理（運搬、処分、再生等）、生活環境の清潔保持により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律。 廃棄物の定義、廃棄物処理業者に対する許可、廃棄物処理施設の設置許可、廃棄物処理基準の設定などが規定されている。
H13. 4	資源有効利用促進法 【資源の有効な利用の促進に関する法律】	廃棄物の発生抑制、部品等の再使用、使用済み製品等の原材料としての再利用を総合的に推進することを目的とした法律。 製品の製造段階における3R対策、設計段階における3Rの配慮、分別回収のための識別表示、製造業者による自主回収・リサイクルシステムの構築など、事業者として取組むべき事項が規定されている。
H12. 4	容器包装リサイクル法 【容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律】	一般廃棄物として排出される容器包装廃棄物について、消費者が分別排出し、市町村が分別収集し、事業者がリサイクルするという役割分担を明確にすることにより、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的とした法律。
H13. 4	家電リサイクル法 【特定家庭用機器再商品化法】	家庭等から排出される使用済の家電製品について、消費者、小売業者、製造業者等の役割分担を明確にし、廃棄物の減量化やリサイクルを促進することを目的とした法律。
H13. 5	食品リサイクル法 【食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律】	食品関連事業者等から排出される食品廃棄物の発生抑制と減量化により最終処分量を減少させるとともに、肥料や飼料等としてリサイクルを図ることを目的とした法律。
H14. 5	建設リサイクル法 【建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律】	建築物等の解体工事等に伴って排出される特定建設資材の分別およびリサイクルを促進することを目的とした法律。
H17. 1	自動車リサイクル法 【使用済自動車の再資源化等に関する法律】	自動車メーカー等を中心とした関係者に適切な役割分担を義務づけることにより廃車となる自動車のリサイクル・適正処理を図るため、新たなリサイクルシステムの構築を図ることを目的とした法律。
H25. 4	小型家電リサイクル法 【使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律】	使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的とした法律。
H13. 4	グリーン購入法 【国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律】	再生資源を利用した製品など環境負荷を低減する製品の市場を創出・発展させることを目的とした法律。

2. 国の目標値

国では、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成13年5月環境省告示第34号）」を策定しており、その方針の中で、一般廃棄物の排出量等に対して表2-1-3及び表2-1-4に示す目標値を設定しています。

また、廃棄物処理施設整備計画（平成25年5月31日閣議決定）においても、同様に表2-1-5に示す目標が設定されています。

表 2-1-3 一般廃棄物の減量化の目標値

項目	現況 (平成24年度)	目標 (平成32年度)
排出量	45 100万トン/年	平成24年度比 約12%削減
再生利用率	9.3 100万トン/年	平成24年度から 約27%に増加させる
最終処分量	4.7 100万トン/年	平成24年度比 約14%削減
一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	—	500グラム

表 2-1-4 食品ロス、家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法に係る目標値

項目	基準 (平成25年度)	目標 (平成30年度)
家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数	43市町村	200市町村
小売業者が家電リサイクル法に基づく引取義務を負わないものの回収体制構築市町村の割合	約59%	100%
使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合	約43%	80%

表 2-1-5 廃棄物処理施設整備計画における重点目標

項目	基準 (平成24年度)	目標 (平成29年度)
ごみのリサイクル率	22%	26%
最終処分場の残余年数	20年分	平成24年度の水準 (20年分)を維持する
計画期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値	16%	21%
(生活排水)浄化槽処理人口普及率	9%	12%

3. 静岡県の目標値

静岡県においては、平成 28 年 3 月に、平成 28 年度を開始年度とし、平成 32 年度までを計画期間とする第 3 次静岡県循環型社会形成計画を策定しており、表 2-1-6 に示す目標を設定しています。

表 2-1-6 第 3 次静岡県循環型社会形成計画における数値目標（一般廃棄物のみ）

区分	目標指標	実績 (平成 25 年度)	目標 (平成 32 年度)
一般廃棄物	1 人 1 日当たり排出量	917 g/人日	815 g/人日
	最終処分率（最終処分量/排出量）	6.3 %	4.2 %

4. ごみ処理の基本方針

人々の暮らしに必要なすべての物は、資源より生産され消費を経て廃棄物となります。

ごみ問題を根本的に改善していくためには、ライフスタイルの見直しによるごみの発生抑制、ごみの減量化・再資源化、ごみの適正処理の各段階での具体的な行動が不可欠であり、この広範囲にわたる課題に、市民・事業者・市が一体となって取り組む必要があります。

環境の世紀と言われる 21 世紀の社会目標は、環境への負荷をできる限り低減し、「持続的発展が可能な循環型社会を構築していく」ことです。これは今後の廃棄物処理行政の目指すべきキーワードであり、本市におけるごみ処理の基本方針を次のとおり定めます。

基本方針

1. ごみの排出抑制や資源化・再利用を推進し、循環型社会の実現を目指します。
2. 収集体制を適宜見直し、新時代に合致したごみ処理体制を構築します。
3. 広域圏も視野に入れた焼却施設等の処理施設の整備を推進します。
4. 市民、事業者、市の協力体制の確立に努めます。
5. 計画的なごみ処理を実践していきます。

排出抑制・資源化の努力をした上で排出されてしまうごみについては、適正な処理・処分が求められています。

まず、ごみを排出する際のルール作り、分別収集体制の見直し等により、ごみを資源に転換しやすいシステムを整備します。ごみとして収集したものについては、中間処理において減量化・減容化、安定化、無害化を図るとともに、資源化、再利用を推進します。さらに余剰エネルギーについては、有効利用できるシステムを整備します。

5. 施設整備の方針

ごみ焼却施設は運転開始から35年が経過しており、老朽化が進んでいます。

平成13年3月に排ガス高度処理施設及び灰固形化施設の整備、平成19年度及び平成20年度には焼却炉の改良工事を行い、新しいごみ処理施設整備までは本施設を活用していく方針です。

新しい処理施設については、広域圏での整備も視野に入れ、必要に応じて関係町及び関係行政機関と協議して検討を進めていきます。

最終処分場は昭和45年4月に埋立開始、平成19年度に埋立終了、平成21年度に廃止しています。新しい処分場については用地が確保できないことから整備せず、民間の資源化業者及び処分業者への委託により適切な資源化・最終処分を確保するものとします。

第2節 目標年次

本計画は、平成30年度を初年度とした15年の計画とし、目標年次は平成44年度と定めます。

なお、本計画は5年ごと、または諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うものとします。

第3節 ごみの排出の現況

1. ごみ処理の現況

1) ごみ処理の経緯

本市では、市内で排出されたごみを下田市営じん芥処理場で処理しています。

下田市営じん芥処理場は、昭和 57 年 3 月から稼動開始しており、平成 13 年に排ガス高度処理施設及び灰固形化施設の整備、平成 19 年度及び平成 20 年度には焼却炉の改良工事を行いました。

下田市最終処分場は昭和 45 年 4 月に埋立を開始、平成 19 年度に埋立終了、平成 21 年度には廃止しており、現在、処理残渣は民間への委託により処分しています。

2) ごみ処理体系

① 排出抑制

生ごみ堆肥化容器による自家処理と資源ごみの店頭回収及び集団回収が行われています。

② 収集・運搬

家庭系ごみは、可燃ごみ（燃えるごみ）、資源ごみ（スチール缶・アルミ缶、無色びん・茶色びん・その他の色のびん、ペットボトル、新聞・雑誌・ダンボール・紙パック、ガラス・陶器・化粧びん、蛍光灯・電球、乾電池、金属キャップ、廃食用油（植物性）、小型粗大ごみなど）に分別収集しています。

このほか、古着及び小型家電について拠点回収を行っています。

粗大ごみは下田市営じん芥処理場への自己搬入としています。

事業系ごみは、可燃ごみのみ、下田市営じん芥処理場に自己搬入するか、一般廃棄物の収集運搬許可業者への委託による収集・搬入としています。

③ 中間処理

可燃ごみは下田市営じん芥処分場で焼却処理しています。

資源ごみの資源化及び粗大ごみからの資源回収は、市営のストックヤードまたは民間業者委託により行っています。

④ 最終処分

焼却残渣及び焼却時に生じるばいじんは、民間業者委託により委託処分しています。

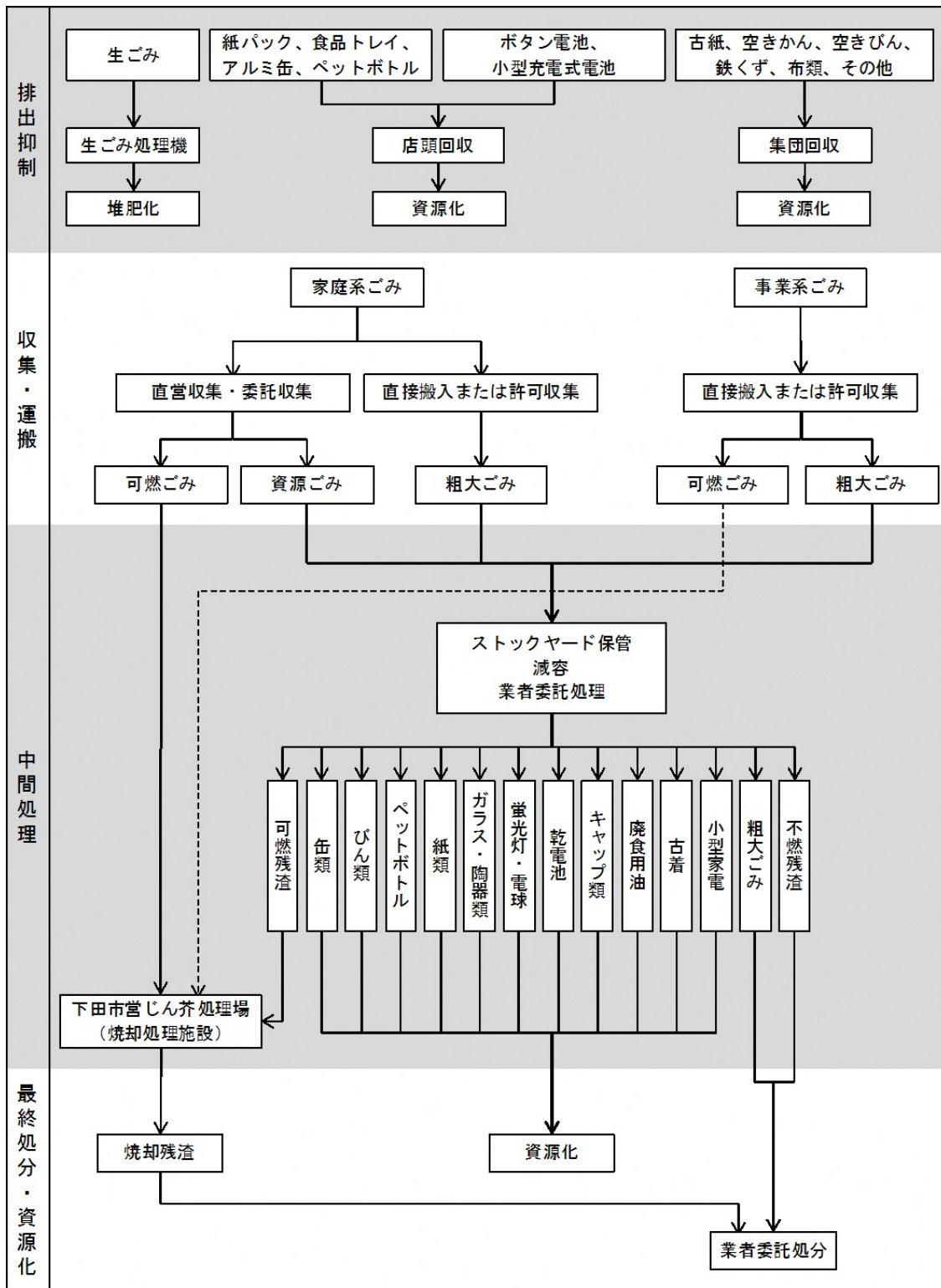


図 2-3-1 ごみ処理・処分フロー

3) ごみ処理量及びごみの性状

(1) ごみ排出量及び1人1日平均ごみ排出量

ごみ総排出量の実績及び1人1日あたりごみ総排出量は表2-3-1に示すとおりです。

一般ごみ（家庭及び事業者が排出）及びリサイクル分別ごみの排出量が減少しており、行政区域内人口が減少しているにもかかわらず、1人1日あたりごみ排出量も減少を続けています。

表 2-3-1 ごみ排出量及び1人1日平均ごみ排出量の実績

年度		H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)
行政区域内人口(人)		24,881	24,515	24,230	23,864	23,444	22,938
一般ごみ	収集(t)	5,300.2	4,881.9	4,972.3	4,723.2	4,745.6	4,426.1
	持込(t)	4,801.1	4,769.8	4,690.4	4,786.4	4,480.9	4,457.8
	合計(t)	10,111.3	9,651.7	9,662.7	9,509.6	9,226.5	8,883.9
粗大ごみ	持込(t)	143.3	112.8	126.4	172.8	197.9	159.6
古紙	持込(t)	112.5	97.8	104.7	132.8	108.4	115.2
リサイクル 分別ごみ	収集(t)	858.5	825.1	778.5	730.1	710.6	667.0
集団回収(t)		255.0	247.0	249.3	242.5	235.2	235.2
ごみ総排出量(t)		11,480.6	10,934.2	10,921.4	10,787.8	10,478.6	10,060.9
1人1日あたり ごみ総排出量(g/人・日)		1,264.2	1,218.6	1,234.9	1,238.5	1,224.6	1,198.4

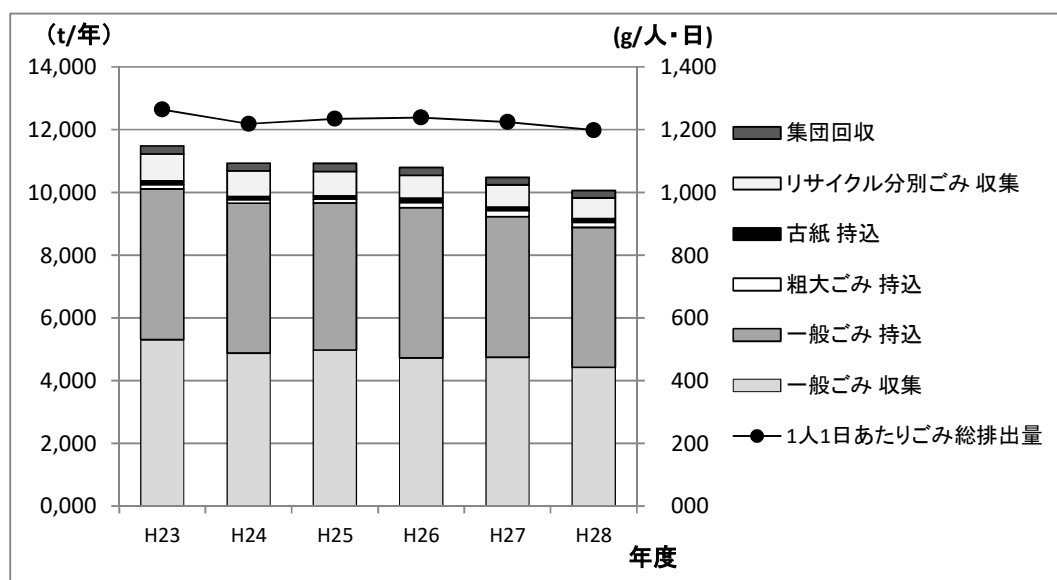


図 2-3-2 ごみ排出量及び1人1日平均ごみ排出量の実績

(2) リサイクル分別ごみの品目別収集量

リサイクル分別ごみの収集量は表 2-3-2 に示すとおりです。収集量は減少傾向が見られ、販売店の店頭回収や、民間業者による古紙等の拠点回収の利用が進んだことによる影響が考えられます。

表 2-3-2 リサイクル分別ごみの品目別収集量の実績

年度	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)
ペットボトル(t)	36.4	35.7	35.2	32.8	32.9	32.7
びん(t)	141.2	135.0	132.4	124.7	122.9	118.2
ガラス陶器類(t)	53.7	55.2	50.1	50.2	53.1	47.8
アルミ缶(t)	17.8	17.7	17.5	15.3	15.6	15.0
スチール缶(t)	38.3	37.0	32.0	29.2	26.6	24.3
乾電池(t)	7.3	6.8	6.6	6.0	6.0	6.0
蛍光灯(t)	3.2	3.0	3.5	3.0	2.7	2.4
食用油(t)	7.7	7.9	7.9	7.3	7.9	7.6
小型粗大(t)	125.1	119.5	113.6	110.9	110.0	103.2
古紙(t)	427.9	407.3	379.7	350.8	332.9	309.8
合計(t)	858.5	825.1	778.5	730.1	710.6	667.0

表 2-3-3 リサイクル分別ごみ びんの内訳

年度	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)
無色びん(t)	61.3	58.8	56.9	53.7	54.3	52.4
茶色びん(t)	51.9	49.5	47.2	44.5	43.1	40.7
その他色びん(t)	28.0	26.7	28.3	26.6	25.5	25.1
小計(t)	141.2	135.0	132.4	124.7	122.9	118.2

表 2-3-4 リサイクル分別ごみ 古紙の内訳

年度	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)
ダンボール(t)	100.0	97.9	92.2	86.6	82.9	81.0
新聞(t)	191.0	182.4	171.2	157.7	146.5	136.5
雑誌(t)	136.2	126.2	115.7	106.0	103.0	91.7
紙パック(t)	0.6	0.8	0.6	0.5	0.6	0.5
小計(t)	427.9	407.3	379.7	350.8	332.9	309.8

(3) 集団回収量

集団回収量の実績は表 2-3-5 に示すとおりです。リサイクル分別ごみ収集量と同様に集団資源回収量も近年減少傾向がみられ、平成 28 年度の回収量は 235.2t/年でした。

表 2-3-5 集団回収量の実績

年度	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)
新聞紙(t)	158.8	154.3	150.7	141.0	132.2	133.7
ダンボール(t)	22.9	21.1	24.4	25.7	23.7	31.3
雑誌(t)	55.0	56.4	57.6	61.6	59.8	54.0
布(t)	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0
アルミ(t)	10.4	9.4	10.0	9.0	10.3	9.4
鉄類(t)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.8
びん(t)	7.2	5.7	5.7	4.2	7.7	5.2
その他(t)	0.7	0.0	0.9	0.9	0.9	0.8
合計(t)	255.0	247.0	249.3	242.5	235.2	235.2

(4) ごみの性状

近年における可燃ごみの性状は表 2-3-6 に示すとおりです。

三成分では水分が約 50%を占め、6 種類組成の厨芥類の割合と連動して増減しています。厨芥類及び水分の割合が高くなる要因としては、紙・布類、ビニール・合成樹脂から資源が分別されて排出されなくなり、相対的に厨芥類の割合が高くなったことが考えられます。

表 2-3-6 ごみ質調査結果

区分		年度	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)
三成分 (%)	水分		45.9	52.2	54.0	50.0	52.8
	灰分		5.1	4.8	3.9	4.3	5.0
	可燃分		49.0	43.0	42.1	45.7	42.2
	計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
6種類組成 値 (%)	紙・布類		53.6	46.1	42.8	44.9	44.7
	ビニール・合成樹脂		17.8	22.1	22.1	17.4	19.0
	木・竹・わら類		9.6	6.8	10.2	12.8	8.9
	厨芥類		16.0	21.7	20.4	18.4	22.2
	不燃物類		1.2	0.9	1.4	1.3	0.7
	その他		1.9	2.4	3.2	5.4	4.6
	計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
単体体積重量 (kg/m ³)			120	195	202.5	205	215
低位発熱量 (実測値 KJ/kg)			8,078	6,795	6,573	7,360	6,620

4) 排出抑制・再資源化

(1) 生ごみの堆肥化

家庭から出る生ごみの自己処理を推進し、ごみの減量化を図るため、家庭用生ごみ処理機購入費に補助をおこなっています。

補助事業は平成 19 年度から実施しており、補助件数は減少傾向にあります。

表 2-3-7 家庭用生ごみ処理機購入補助実績

	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)
補助件数	0	4	1	1	2	0

(2) 集団資源回収

古紙（新聞、雑誌、ダンボール）、空き缶、空きびん等の資源を回収する団体に対し、平成 3 年度から奨励金を交付しています。

(3) 資源ごみの分別収集

缶類（スチール、アルミ）、びん類（無色、茶色、その他）、ペットボトル、紙類（新聞紙、ダンボール）等の資源ごみを分別収集しています。

また、搬入された粗大ごみの中から資源を選別しています。

(4) その他

- ・スーパー等の店頭で牛乳パック、発泡スチロールトレイを回収しています。
- ・商店での過剰包装の自粛協力をお願いしています。
- ・買い物時のマイバッグ持参運動を推進しています。

(5) 資源化量

資源化量の実績は表 2-3-8 に示すとおりです。

資源化量は近年減少傾向を示しており、ごみ総排出量に対する資源化率も減少を続けています。

要因としては、景気の向上に伴って民間事業者による資源回収が活発化し、市民をはじめ排出者がその民間回収ルートを活用していることが考えられます。

表 2-3-8 資源化量の実績

		H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)
ごみ総排出量(t)		11,480.6	10,934.2	10,921.4	10,787.8	10,479.0	10,060.9
粗大ごみからの 金属回収量(t)		239.3	232.3	222.2	255.6	266.3	215.9
売却量	アルミ(t)	24.2	24.0	23.6	21.7	22.8	21.7
	スチール(t)	91.8	87.9	77.6	70.5	55.7	75.2
	古紙(t)	699.6	655.4	644.9	600.8	582.0	531.2
	古着類(t)	26.0	30.0	26.7	73.5	71.0	30.9
	廃食用油(t)	11.3	10.6	12.4	11.4	13.4	12.0
	プラスチック(t)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.6
	小型家電	—	—	—	—	—	8.3
	小計(t)	852.9	807.9	785.2	777.9	745.2	679.9
再商品化量	無色びん(t)	108.7	110.4	100.6	93.2	93.9	94.7
	茶色びん(t)	93.5	81.2	80.2	71.3	94.6	62.6
	その他色びん(t)	97.0	92.9	81.9	80.4	83.1	87.1
	ペットボトル(t)	48.9	49.0	47.3	42.3	47.2	45.2
	その他(t)	15.1	19.4	20.7	15.9	15.0	16.0
	小計(t)	363.2	352.9	330.7	303.1	333.8	305.6
集団回収量	新聞紙(t)	158.8	154.3	150.7	141.0	132.2	133.7
	ダンボール(t)	22.9	21.1	24.4	25.7	23.7	31.3
	雑誌(t)	55.0	56.4	57.6	61.6	59.8	54.0
	布(t)	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0
	アルミ(t)	10.4	9.4	10.0	9.0	10.3	9.4
	鉄類(t)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.8
	びん(t)	7.2	5.7	5.7	4.2	7.7	5.2
	その他(t)	0.7	0.0	0.9	0.9	0.9	0.8
	小計(t)	255.0	246.9	249.3	242.5	235.2	235.2
資源化量合計(t)		1710.4	1,640.0	1,587.4	1,579.1	1,580.5	1,436.6
資源化率(%)		14.9	15.0	14.5	14.6	15.1	14.3

※H26 年度、H27 年度の古着類には布団を含む。

5) 収集・運搬

(1) ごみの分別区分

平成 29 年度における分別区分は以下の通りです。

表 2-3-9(1) ごみの分別区分 (収集・回収するもの)

分別の区分	対象物	出し方
可燃ごみ (燃えるごみ)	○生ごみ ○プラスチック・ビニール類 ○落ち葉・小枝・板切れ ○紙くず ○ゴム・皮革類 など	・市指定のごみ袋に入れる。 ・指定袋には区名・氏名を記入。 ・生ごみはよく水を切る。 ・スーパー等のレジ袋はごみ袋として使えない。 ・金属類等分解できるものは取り外す。
リサイクル分別ごみ	缶	○スチール缶 ○アルミ缶 【青コンテナ (大)】 ・水洗いする。 ・スチール缶とアルミ缶を分ける。 ・アルミは軽くつぶしてから出す。 ・スプレー缶は使いきる。
	びん	○無色びん ○茶色びん ○その他の色のびん 【青コンテナ (小)】 ・飲料・食料品のびんに限る。 ・キャップを取る。 ・色別に分けて出す。
	ペットボトル	○ペットボトル 【ペットボトル回収袋】 ・キャップを取る。 ・水洗いをして軽くつぶす。
	古紙	○新聞 (折込チラシ含む) ○雑誌 (図書・カタログ等含む) ○ダンボール ○牛乳等紙パック ・種類ごとに白紙ひもで十文字にしぼる。 ・ビニールひもは不可。 ・カタログ等のビニールは取る。 ・紙パックは水洗いし、切り開き、乾かす (内側が銀色のものは不可、プラスチックの注ぎ口はとる)。
	ガラス・陶器・化粧びんなど	○ガラス・陶器・化粧びんなど 【グレーコンテナ】
	蛍光灯・電球	○蛍光灯・電球 ・元々入っていたケースか透明ビニール袋に入れて出す。
	乾電池	○乾電池 【乾電池用容器】 ・ボタン電池は回収協力店へ。 ・鉛バッテリーは販売店で回収。
	金属キャップ	○キャップ、王冠、クギ、釣針、カミソリの刃など 【金属キャップ用容器】
	廃食用油 (植物性)	○廃食用油 (植物性) ・元々入っていたプラスチックボトルかペットボトルに入れて出す。 ・フタはしっかりしめる。
	小型粗大ごみ	○小型粗大ごみ 【グレーコンテナ】
古着	○再利用できる衣類全般 【収集・拠点回収】 ・透明・半透明のビニール袋に入れ、袋の口をしぼって出す。 ・再利用できる布・革製の靴 (組にしてひも等で束ねる)、ベルト、バッグ、帽子、ぬいぐるみなども可。	
小型家電	○回収ボックスの投入口 (幅 30cm×縦 14cm) に入る家庭で使用した家電製品 【拠点回収】	

表 2-3-9(2) ごみの分別区分 (その他のもの)

分別の区分	対象物	出し方
粗大ごみ	○指定袋に入りきれない大型可燃ごみやおおむね 50cm 四方を超える不燃系ごみ (ふとん・カーペット類、庭木など、家具、家電製品、ストーブ、ガスコンロなど、自転車、金属類)	【清掃センター自己搬入】
家電リサイクル対象物	○エアコン、テレビ、冷蔵庫(冷凍庫、保冷庫含)、洗濯機・衣類乾燥機	・原則として購入した店か買い替える店での引取(有料)。 ・清掃センターでの引取も可能だが、家電リサイクル券(郵便局で購入)と送料が必要

(2) 収集・運搬車輛

表 2-3-10 収集・運搬車輛 (平成 28 年度)

区分	直営分	委託業者分	許可業者分
収集車	3 台 (6t)	5 台 (10t)	8 台 (18t)
運搬車	2 台 (4t)	6 台 (12t)	23 台 (58t)

(3) 収集区域

下田市全域を収集区域としています。

(4) 収集頻度等

収集頻度は、可燃ごみ 2 回/週、リサイクル分別ごみが 2 回/月であり、各自治会ごとにステーションに出す排出時間が異なります。

下田市営じん芥処理場(清掃センター)に自己搬入する場合は、「燃えるごみ」「リサイクル分別ごみ」「古着類」「粗大ごみ」に分けて持ち込みます。

(受付時間: 月曜日から金曜日の午前 8 時 45 分から午後 4 時 00 分、土曜日の午前 8 時 45 分から午前 11 時 30 分)

(5) 市では収集処理ができないもの

以下のごみについては、収集処理を行わず、自己搬入もできません。

排出者が販売店、専門の処理業者、産業廃棄物処理業者に相談・依頼して処理を行います。

① 他市町村で発生したごみ

② 処理困難物等

バッテリー、タイヤ、消火器、ガスボンベ、ペンキ、廃油、農薬・劇薬、自動車部品、バイク、耕耘機、耐火金庫、ピアノ、がれき類等。

③ 産業廃棄物

6) 中間処理

可燃ごみは、下田市営じん芥処理場のごみ処理施設で焼却処理しています。

燃えるごみとして収集・持込されたごみのほか、粗大ごみ等の処理過程で出た可燃物についてもあわせて焼却処理し、減容化・安定化を行っています。

表 2-3-11 ごみ焼却量の実績

年度		H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)
焼却処理量(t)		10,145.32	9,978.04	10,021.95	9,879.66	9,540.41	9,286.75
残渣量	焼却灰(t)	932.08	896.26	877.00	880.68	846.49	844.19
	ばいじん(t)	326.74	299.49	336.14	298.85	295.67	285.13
	灰計(t)	1,258.82	1,195.75	1,213.14	1,179.53	1,142.16	1,129.32
	残渣率(%)	11.42	11.98	12.10	11.94	11.97	12.16

7) 最終処分

本市の一般廃棄物最終処分場は廃止したため、現在中間処理で発生した残渣（焼却灰及びばいじん）は全量を民間業者への委託により処分しています。

8) ごみの処理経費

ごみ処理経費の推移は表 2-3-12 に示すとおりです。

平成 27 年度におけるごみ 1 t あたりの処理経費は 37,526 円、市民 1 人あたりのごみ処理経費は 16,774 円でした。

表 2-3-12 ごみ処理経費の推移と内訳

(単位：千円)

年度		H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	
処理及び維持管理費	人件費	161,849	154,517	153,522	152,088	148,292	
	処理費	収集運搬費	4,636	3,100	3,791	2,717	14,401
		中間処理費	61,433	69,216	157,379	89,603	84,549
	車両等購入費	1,021	0	0	0	0	
	委託費	収集運搬費	34,755	59,430	60,083	70,458	70,585
		中間処理費	16,433	15,480	14,743	17,853	20,148
		最終処分費	46,307	45,381	49,207	49,185	45,889
		その他	22,278	127,476	8,087	7,889	9,374
	小計	348,712	474,600	446,812	389,793	393,238	
	建設改良費	0	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	11,147		
合計	348,712	474,600	446,812	389,793	404,385		

表 2-3-13 ごみ処理単価

年度	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)
ごみ処理及び維持管理費 (千円)	348,712	474,600	446,812	389,793	393,238
ごみ総排出量 (t/年)	11,480.6	10,934.2	10,921.4	10,787.8	10,479.0
1t 当たりごみ処理費 (円)	30,374	43,405	40,911	36,133	37,526
処理区域内人口 (人)	24,881	24,515	24,230	23,864	23,444
1 人当たりごみ処理費 (円)	14,015	19,360	18,440	16,334	16,774

9) ごみ処理技術の動向

現在採用可能な代表的なごみ処理技術の概要を以下に示します。

ごみ処理技術については技術革新が進んでいることから、計画期間も継続して調査・研究を継続していきます。

(1) 収集運搬技術

ごみの収集運搬システムにおいて検討する構成要素と、その選択肢は表 2-3-14 に示すとおりです。

ごみの分別区分や品目ごとに、また排出容器と組み合わせて、より効率的な収集運搬を行うことが求められます。

表 2-3-14 ごみ収集の構成要素と選択肢

構成要素	選択肢
収集場所	個別収集 ステーション収集 ・個別の容器 ・小型コンテナ ・大型コンテナ ・貯留排出機 その他
収集機材	機械式収集車（パッカー車） ダンプ車 機械積込式収集運搬車 アタッチメント付き収集車（コンテナから回収用） コンテナ自動車
作業班編成方法	運転手 1 名、作業員 2 名 運転手・作業員合わせて 2 名
ごみ排出容器	指定なし 指定あり ・プラ袋 ・透明プラ袋 ・紙袋 ・ポリバケツなど
積替輸送	積み替えせず輸送 大型輸送車に路上積み替え 中継輸送施設で積み替え

(2) 中間処理（可燃ごみの処理）の概要

循環型社会形成推進基本法（平成12年6月2日法律第110号）では、適正な物質循環の確保に向け、廃棄物等に対して①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分という優先順位を定めています。

現在、循環型社会の形成における、可燃ごみ処理施設の位置づけは、④熱回収にあたります。

そのため、可燃ごみ処理施設の整備にあたっては、各種施策により、できるだけ「発生抑制」、「再使用」、「再生利用」を推進するとともに、それでも排出され、処理せざるをえない廃棄物に対して適正な処理と高効率の熱回収ができる施設を整備することが求められます。

可燃ごみの焼却処理は、衛生的であり、減量・減容化効果高いため、これまで一般的な処理方式として普及してきました。

処理可能な廃棄物の範囲が広く、可燃ごみだけでなく、汚泥等の混焼も可能であり、また、焼却処理に伴う熱エネルギーも活用可能という特長があります。

一方で、排ガス中の有害物質の除去、悪臭防止、焼却残渣の適正な処分といった対策が必要な施設です。

現在は、可燃ごみの処理と同時に、資源の回収や、残渣の資源化、さらなるエネルギー回収を図るため、図2-3-4に示す様々な処理方式が開発されています。

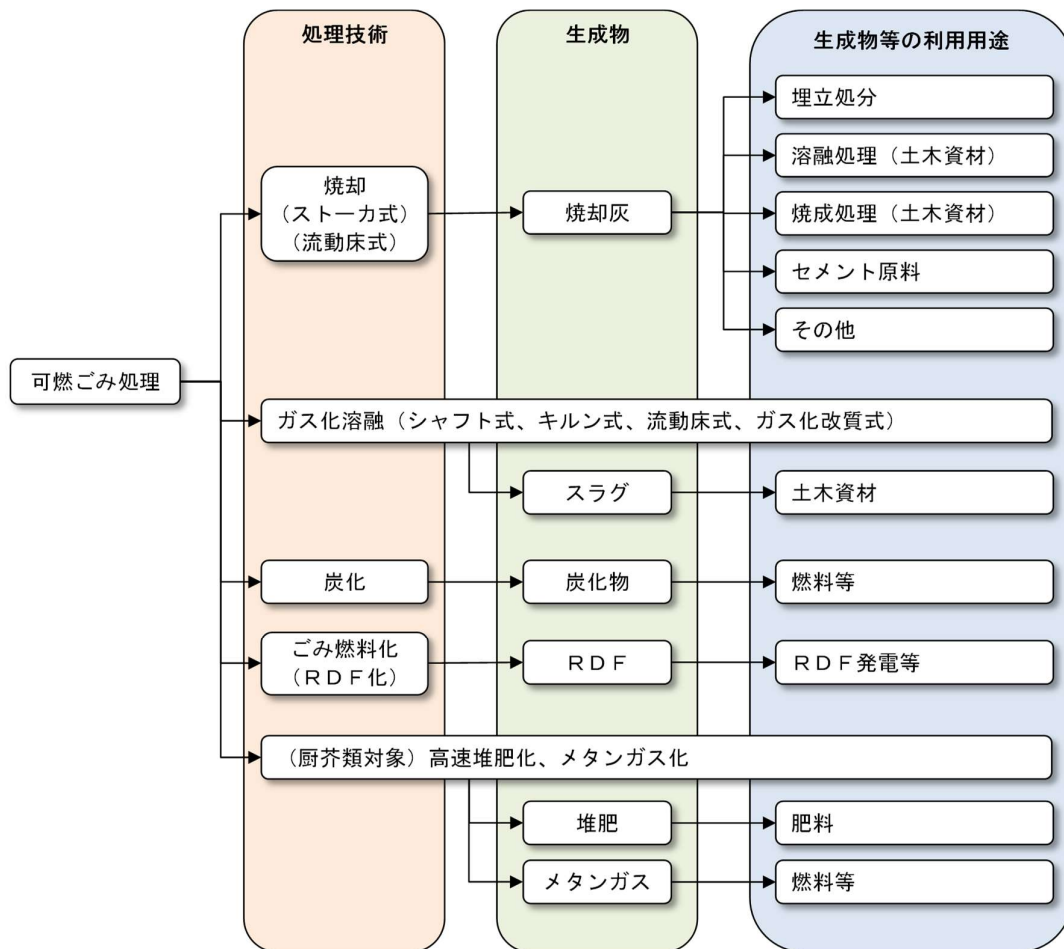


図 2-3-4 可燃ごみの処理方式

(3) 最終処分技術

最終処分とは、家庭や事業所等から排出されるごみを資源回収や減容・減量化などの中間処理を経た後に、衛生的に生活環境を保全しながら埋め立てることです。

埋め立て処分される廃棄物の環境に与える影響の度合いによって、有害物質が基準を超えて含まれる燃えがら、ばいじん、汚泥、鉱さいなどの有害な産業廃棄物を埋め立てる「しゃ断型処分場」、廃棄物の性質が安定している廃プラスチック類などを埋め立てる「安定型処分場」、しゃ断型、安定型の処分場の対象外の産業廃棄物と一般廃棄物を埋め立てる「管理型処分場」の3種類に分けられます。

埋立処分技術として、従来は、上部が開放された構造による準好気性埋立方式（オープン型）が主流でしたが、近年、自然条件に左右されないことを目的としたクローズドシステム最終処分場の採用も増えています。

クローズドシステム最終処分場は自然条件の人為的な制御の他に、埋立地の外観が見えないことから従来の最終処分場のイメージを解消できることや処分場の地域融和として上部の覆蓋を利用した施設を地域住民へ開放することも可能です。しかし、従来のオープン型最終処分場と比べて、建設費用が割高になる傾向があります。

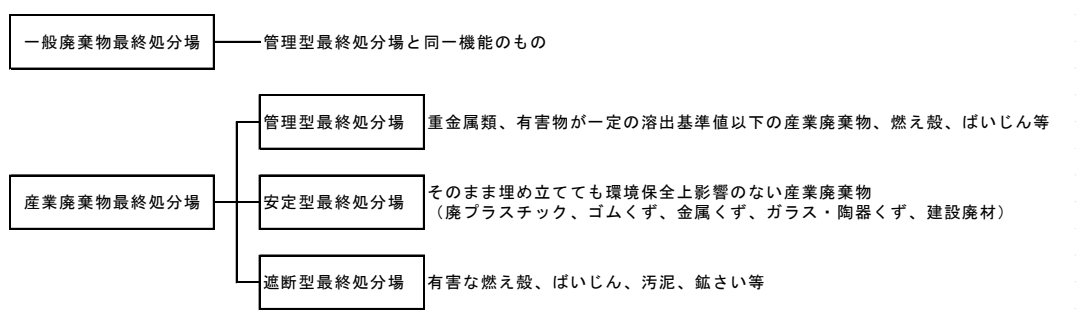


図 2-3-5 最終処分場の種類

10) ごみ処理に関する課題

現況をふまえ、ごみ処理に係る課題を以下に示します。

(1) ごみの減量化に関する課題

ごみの排出量は、平成 23 年度は 11,480.6 t/年、平成 28 年度は 10,060.9 t/年であり、約 12.4%と削減が進みました。

削減が進んだ要因としては人口減少も考えられますが、1人1日当たりごみ排出量も平成 23 年度の 1,264.2 g/人・日から平成 28 年度の平成 1,198.4 g/人・日（平成 23 年度比約 5.2%減）と削減されており、市民によりごみの排出削減が進められたことも大きく影響したと考えられます。

また、前回の一般廃棄物処理基本計画（平成 15 年 3 月）の目標「1人1日当たりのごみ排出量を、平成 11 年度比で約 5%削減（1,480 g/日）」を達成しています。

しかし、平成 27 年度における静岡県全体での 1人1日当たりごみ排出量は 896g/人・日であり、削減の余地はまだ十分に残っているといえます。

(2) 資源化

家庭ごみの中に、まだ多くの資源が混入していると考えられ、それらの回収に向けて一層の取組が求められます。

(3) 収集・運搬

市民にとって、より確実で、安全、衛生的な収集・運搬の確保が必要です。

(4) 中間処理

新施設の整備を急ぐとともに、それまで現有施設を維持する必要があります。

(5) 最終処分

長期に安定した最終処分体制を確立していく必要があります。

(6) ごみ処理経費

収集・運搬、中間処理、最終処分の各工程を改善し、更なる経費節減に努める必要があります。

(7) 情報提供

一般廃棄物処理に関するさまざまな情報が、市民から求められています。

(8) 災害ごみ対策

災害発生時には家屋の倒壊、火災などにより短期間で大量の廃棄物が発生します。

災害から生活基盤の早期回復と生活環境の改善を図るため、災害廃棄物の一時保管・選別・処理・処分の体制を整えることが求められます。

(9) 不法投棄対策

下田市は山地が多く、その山地内に道路が整備されていることから廃棄物が不法投棄されやすい状況にあると言えます。

不法投棄は、土壌や地下水に対して大規模かつ長期的な被害をもたらすことが考えられることから、監視等の対策を進めることが求められます。

(10) 適正処理困難物への対応

家電リサイクル法など法に基づいて回収する廃棄物等のほか、処理作業に危険が伴うもの、有害物質を含むものについては、本市において適正な処理を行うことができません。

これらについて、収集しないこと、受け付けないことや適正な処分方法を周知し、徹底を図ることが求められます。

(11) 在宅医療廃棄物

高齢化の進行と関連して、在宅医療廃棄物（使用済注射器、輸液用バッグ、チューブ類、カテーテル類等）の量が増加することが想定されます。

「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き（平成20年3月）」等をふまえ、これらの廃棄物の取扱いについて検討し、市民に分かりやすく周知を図る必要があります。

2. ごみ処理量の予測

1) ごみ処理体系

(1) 排出抑制

生ごみ堆肥か容器等による自家処理、資源ごみ集団回収、事業者自己処理原則に基づく排出抑制を行っていきます。

なお、生ごみの堆肥化については、引き続き処理機器の補助制度を行います。

(2) 収集・運搬

家庭系ごみは、可燃ごみとリサイクル分別ごみに分別収集します。

粗大ごみは直接搬入または許可業者による搬入とします。

事業系から出る産業廃棄物以外のごみは、可燃ごみと不燃ごみに分別し、事業者による直接搬入及び許可業者による搬入を継続します。

(3) 中間処理

新ごみ処理施設が整備されるまでの間、可燃ごみは下田市営じん芥処理場で焼却処理を継続していきます。

資源ごみの資源化及び不燃ごみからの資源回収も、新ごみ処理施設が整備されるまでの間、民間業者への委託を継続していきます。

(4) 最終処分

焼却残渣、不燃残渣、粗大ごみ処理残渣は、民間処理業者への委託処分を継続します。

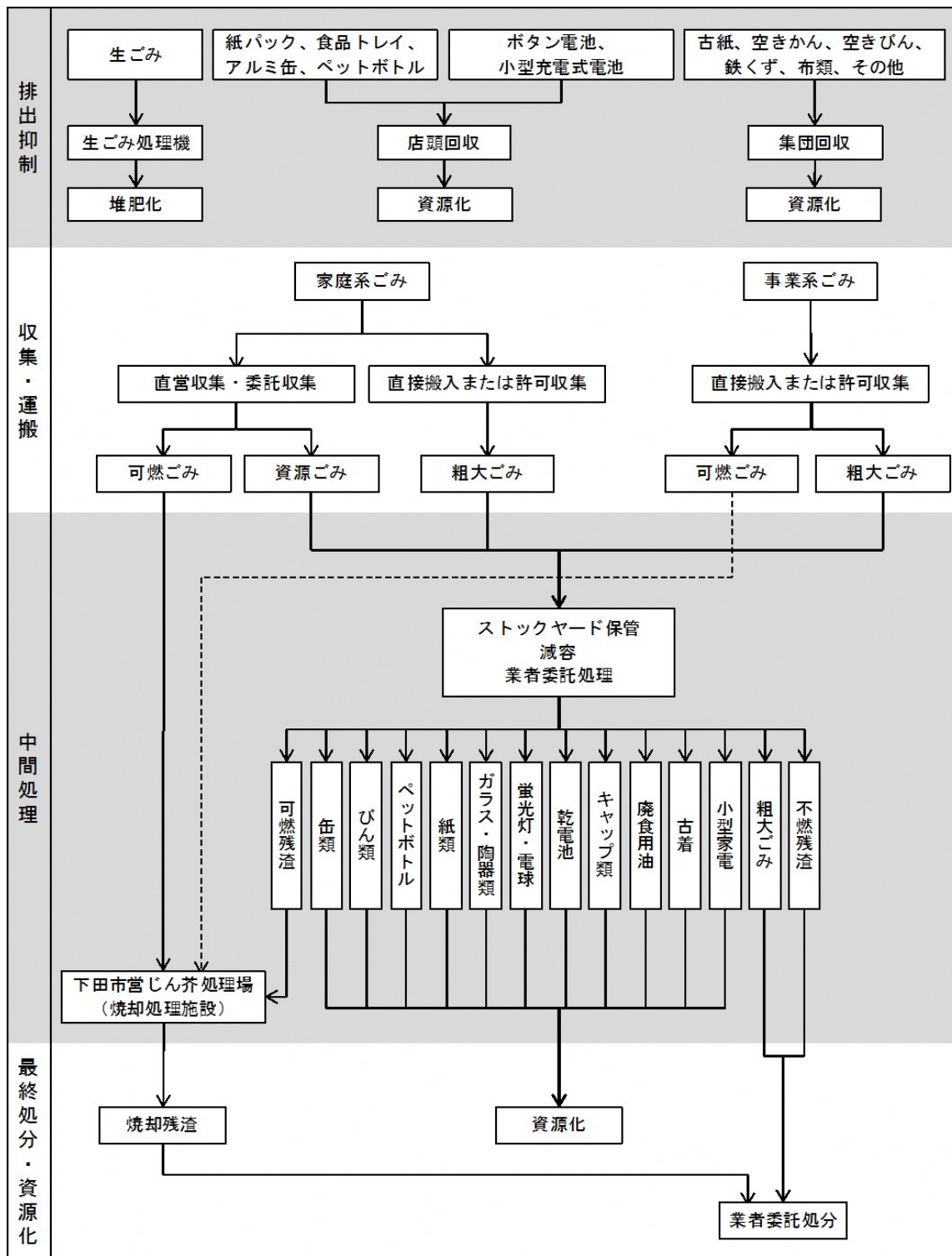


図 2-3-6 ごみ処理・処分フロー

2) 人口の予測

将来人口は、下田市人口ビジョンの将来展望ケースより求めました。

なお、人口ビジョンは5年ごとの算出であったことから、その間の変化については差を等分することで補完しました。

3) ごみ発生量の予測

ごみ発生量とは、ごみの減量化施策を考慮しない場合の量であり、過去実績に基づき予測しました。

ごみの1人1日当たり排出量について過去の実績に基づき将来をトレンド予測し、予測結果を将来人口で乗じて発生量を算出しました。

現状の傾向のまま推移すると想定した場合の、1人1日あたりごみ総排出量は、平成44年度は1,184.7g/人・日であり、平成28年度の実績から13.7g削減されるというものでした。

ごみ総排出量は、これに人口減少の影響を加えるため、平成44年度のごみ総排出量は、平成28年度実績から21.3%の削減となりました。

表 2-3-16 ごみ発生量の予測結果

年度		実績		予測		
		H28 (2016)	H32 (2020)	H36 (2024)	H40 (2028)	H44 (2032)
行政区域内人口(人)		22,938	21,940	20,694	19,462	18,260
一般ごみ	収集(t)	4,426.1	4,218.9	3,924.8	3,653.3	3,399.6
	持込(t)	4,457.8	4,288.0	4,047.4	3,808.6	3,575.0
	合計(t)	8,883.9	8,506.9	7,972.2	7,461.9	6,974.6
粗大ごみ	持込(t)	159.6	178.8	181.6	180.4	176.9
古紙	持込(t)	115.2	113.6	110.4	106.2	101.4
リサイクル 分別ごみ	収集(t)	667.0	619.8	566.0	519.6	478.3
集団回収(t)		235.2	223.8	211.1	198.5	186.3
ごみ総排出量(t)		10,060.9	9,642.8	9,041.3	8,466.7	7,917.3
1人1日あたり ごみ総排出量(g/人・日)		1,198.4	1,200.8	1,193.7	1,188.6	1,184.7

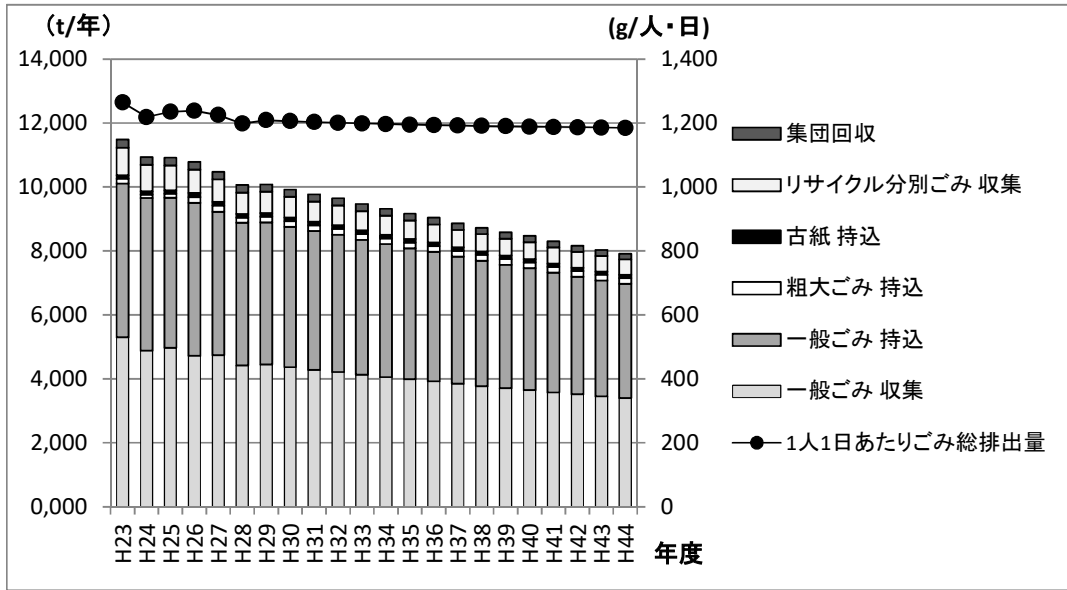


図 2-3-7 ごみ発生量の予測結果

4) ごみ排出量（排出削減後）

(1) ごみ総排出量

ごみ排出量は、静岡県の廃棄物の減量化の目標を踏まえて予想しました。

静岡県の1人1日当たりごみ排出量の削減目標が毎年1%削減に相当することから、同様に一般ごみの1人1日あたり排出量を平成30年度から平成44年度にかけて平成28年度比で1%ずつ削減し続けたとして、発生量と同様の予測を行いました。

表 2-3-17 ごみ排出量の予測結果

年度		実績		予測		
		H28 (2016)	H32 (2020)	H36 (2024)	H40 (2028)	H44 (2032)
行政区域内人口（人）		22,938	21,940	20,694	19,462	18,260
一般ごみ	収集(t)	4,426.1	4,107	3,714	3,342	2,995
	持込(t)	4,457.8	4,136	3,740	3,366	3,016
	合計(t)	8,883.9	8,242	7,454	6,708	6,011
粗大ごみ	持込(t)	159.6	179	182	180	177
古紙	持込(t)	115.2	114	110	106	101
リサイクル 分別ごみ	収集(t)	667.0	620	566	520	478
集団回収(t)		235.2	224	211	199	186
ごみ総排出量(t)		10,060.9	9,378	8,523	7,713	6,954
1人1日あたり ごみ総排出量(g/人・日)		1,198.4	1,168	1,125	1,083	1,041

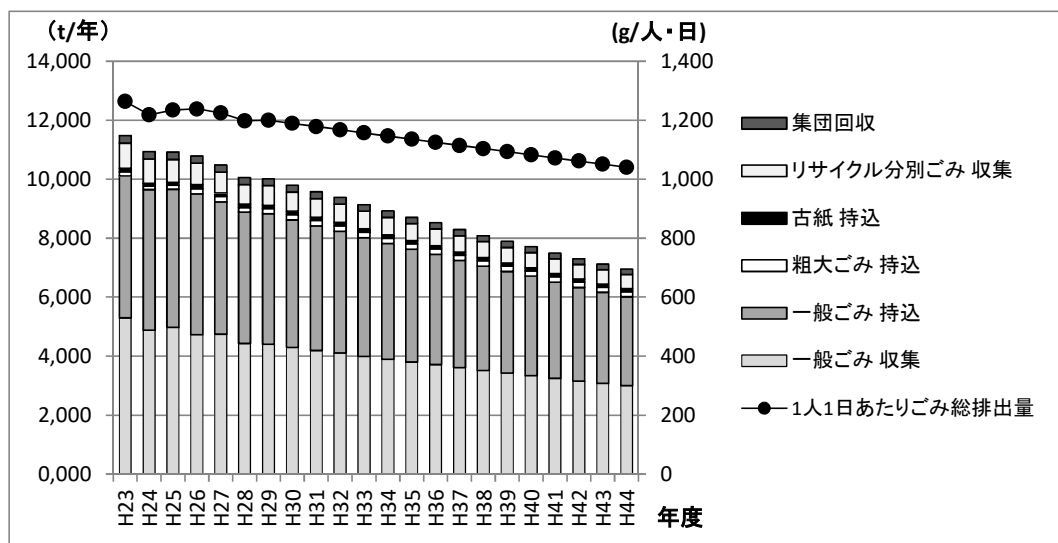


図 2-3-8 ごみ排出量の予測結果

(2) リサイクル分別ごみ収集量

リサイクル分別ごみ等の資源収集量・持込量は、各資源物の総量の予測結果から、実績に基づく項目別の割合で按分することで求めました。

表 2-3-18 リサイクル分別ごみ収集量の予測結果

年度	実績	予測			
	H28 (2016)	H32 (2020)	H36 (2024)	H40 (2028)	H44 (2032)
ペットボトル(t)	32.7	23.6	21.5	19.7	18.2
びん(t)	118.2	89.9	82.1	75.3	69.3
ガラス陶器類(t)	47.8	35.9	32.8	30.1	27.7
アルミ缶(t)	15.0	11.8	10.8	9.9	9.1
スチール缶(t)	24.3	21.7	19.8	18.2	16.7
乾電池(t)	6.0	4.3	4.0	3.6	3.3
蛍光灯(t)	2.4	1.9	1.7	1.6	1.4
食用油(t)	7.6	5.6	5.1	4.7	4.3
小型粗大(t)	103.2	79.3	72.4	66.5	61.2
古紙(t)	309.8	256.0	233.8	214.6	197.5
合計(t)	667.0	619.8	566.0	519.6	478.3

(3) 集団回収量

集団回収量は、リサイクル分別ごみと同様に、予測された総量を項目別割合の実績により按分して求めました。

表 2-3-19 集団回収量の予測結果

年度	実績	予測			
	H28 (2016)	H32 (2020)	H36 (2024)	H40 (2028)	H44 (2032)
新聞紙(t)	133.7	133.2	125.6	118.1	110.8
ダンボール(t)	31.3	22.8	21.5	20.2	19.0
雑誌(t)	54.0	52.6	49.6	46.7	43.8
布(t)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
アルミ(t)	9.4	9.0	8.4	7.9	7.5
鉄類(t)	0.8	0.2	0.2	0.2	0.2
びん(t)	5.2	5.4	5.1	4.8	4.5
その他(t)	0.8	0.7	0.6	0.6	0.6
合計(t)	235.2	223.8	211.1	198.5	186.3

6) 中間処理量の予測

(1) 可燃ごみ焼却量

ごみの削減を進めた際のごみの焼却処理量は、過去6年間の実績（ごみ総排出量から集団回収量を除いた量に対する、焼却処理量の割合）を用いて、将来のごみ排出量（集団回収量を除く）に乗じることで求めました。

同様に、焼却処理残渣の発生量についても、過去6年間の実績から求めました。

表 2-3-20 焼却処理量の予測結果

年度	実績	予測				
	H28 (2016)	H32 (2020)	H36 (2024)	H40 (2028)	H44 (2032)	
焼却処理量(t)	9,286.75	8528.78	7743.55	7001.07	6305.16	
残渣量	焼却灰(t)	844.19	767.59	696.92	630.10	567.46
	ばいじん(t)	285.13	264.39	240.05	217.03	195.46
	灰計(t)	1,129.32	1,031.98	936.97	847.13	762.92
	残渣率(%)	12.16	12.10	12.10	12.10	12.10

7) 最終処分量の予測

焼却処理で発生した残渣（焼却灰及びばいじん）については、埋立による最終処分を行います。

平成44年度における残渣量は762.92tであり、平成28年度から32.4%の削減となります。

8) 資源化量の予測

資源化量について、集団回収量は実績によるトレンド予測の結果を用いました。その他の中間処理を経た資源化量については、過去6年間の実績を用いて、ごみ排出量に対する割合から求めました。

平成44年度の資源化率は15.7%になると予測され、平成28年度実績から1.9%向上するものとなっています。

表 2-3-21 資源化量及び資源化率の予測結果

年度	実績	予測				
	H28 (2016)	H32 (2020)	H36 (2024)	H40 (2028)	H44 (2032)	
ごみ総排出量(t)	10,060.9	9,378.3	8,522.8	7,713.3	6,954.0	
粗大ごみからの 金属回収量(t)	215.9	231.8	228.1	221.8	213.8	
売却量	アルミ(t)	21.7	20.2	18.4	16.6	15.0
	スチール(t)	75.2	66.6	60.5	54.7	49.2
	古紙(t)	531.2	530.9	482.1	435.8	392.5
	古着類(t)	30.9	32.7	29.6	26.8	24.1
	廃食用油(t)	10.8	2.6	2.4	2.1	1.9
	プラスチック(t)	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0
	小型家電	8.3	32.0	32.0	32.0	32.0
小計(t)	679.9	703.9	641.9	583.6	528.7	
再商品化量	無色びん(t)	94.7	87.0	79.0	71.4	64.3
	茶色びん(t)	62.6	69.9	63.4	57.3	51.6
	その他色びん(t)	87.1	72.7	66.0	59.7	53.7
	ペットボトル(t)	45.2	40.5	36.8	33.2	29.9
	その他(t)	16.0	14.8	13.5	12.2	11.0
小計(t)	305.5	284.9	258.9	233.8	210.5	
集団回収量	新聞紙(t)	133.7	133.2	125.6	118.1	110.8
	ダンボール(t)	31.3	22.8	21.5	20.2	19.0
	雑誌(t)	54.0	52.6	49.6	46.7	43.8
	布(t)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	アルミ(t)	9.4	9.0	8.4	7.9	7.5
	鉄類(t)	0.8	0.2	0.2	0.2	0.2
	びん(t)	5.2	5.4	5.1	4.8	4.5
	その他(t)	0.8	0.7	0.6	0.6	0.6
小計(t)	235.2	223.9	211.0	198.5	186.4	
資源化量合計(t)	1436.6	1444.5	1339.7	1237.7	1139.4	
資源化率(%)	14.3	15.4	15.7	16.1	16.4	

第4節 ごみの処理主体

ごみの処理主体をごみの種類別、処理の区分別に表2-4-1に示します。

表2-4-1 ごみの処理主体

処理の区分	ごみの種類	処理主体	備考	
収集運搬	可燃ごみ	可燃ごみは直営収集及び委託収集 資源ごみは委託収集 粗大ごみは直接搬入または許可業者による搬入	事業系ごみは直接搬入または許可業者による搬入	
	資源ごみ			缶（スチール・アルミ）
				びん（無色、茶色、その他）
				ペットボトル
				古紙
				ガラス・陶器・化粧びんなど
				蛍光灯・電球
				乾電池
				金属キャップ
				廃食用油
				小型粗大ごみ
				古着
				小型家電
粗大ごみ				
拠点回収	小型家電	小型家電及び古着は委託収集		
	古着類			
中間処理	可燃ごみ	可燃ごみは下田市営じん荼処理場で焼却処理（直営） 資源ごみ、粗大ごみの選別資源化は直営または委託処理	ごみ焼却施設は新処理施設整備までの間稼働していく	
	資源ごみ			
	粗大ごみ			
最終処分	焼却灰	処理残渣は業者委託処分	最終処分先を安定的に確保する	
	固化ばいじん			
集団資源回収	新聞紙、雑誌、ダンボール、紙パック	町内会、子供会等の団体	市は活動団体に対して奨励金を交付している	
	アルミ缶、リターナブルびん、その他			
自己処理	生ごみ	市民、事業者	堆肥化し、土壌還元している	

第5節 ごみ処理基本計画

1. 発生抑制・資源化計画

1) 発生抑制・資源化に関する目標

循環型社会形成推進基本法では、「循環型社会」を次のように定義しています。

[1]廃棄物等の発生抑制、[2]循環資源の循環的な利用及び[3]適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

その上で、廃棄物等の処理における優先順位を、[1]発生抑制、[2]再使用、[3]再生利用、[4]熱回収、[5]適正処分と定めています。

日常生活及び事業活動に伴い排出されるごみは、収集されたのち、資源化及び適正処理を行います。しかし、循環型社会を構築する上では[1]発生抑制を最優先に取り組む必要があります。

次いで優先順位が高い[2]再使用、[3]再生利用についても、有限な資源を効率的に使用するとともに、処理・処分量を減らし、環境への負荷を低減するため、取組を進める必要があります。

法の理念、上位計画・関連計画をふまえ、基本方針の実現のため、本計画の目標年次までに達成すべき数値目標を以下のとおり定めます。

この目標は、市民・事業者・市の協働により達成を目指します。

目標：ごみの排出について

平成 44（2032）年度の市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量は、平成 28（2016）年度に対して 13.2%削減し、1,041g/人・日を目標とします。（下田市においては観光業をはじめとする事業系ごみの占める割合が多いことから、家庭ごみに関しては 1 人 1 日あたり総排出量から 100g 減らすことが目安となります）

目標：ごみの再生利用について

資源の分別収集を進め、平成 44（2032）年度における資源化率を 15%以上にすることとします。

目標：ごみの最終処分について

最終処分量を、平成 44 年（2032）度において、平成 28（2016）年度比で 32%以上削減することとします。

2) 排出抑制の方法

廃棄物処理法では、第2条の4、第3条、第4条の各条において、国民、事業者、国及び地方公共団体の責務をそれぞれ表2-5-1のとおり定めています。

以下、廃棄物処理法及びその他の関連法により定められた責務等を踏まえ、排出抑制に対する各主体の役割を示します。

表 2-5-1 廃棄物処理法における各主体の責務

主体	責務の内容	法律の 該当箇所
国民の責務	「廃棄物の排出を抑制」、「再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図る」、「廃棄物を分別して排出」、「生じた廃棄物をなるべく自ら処分する」等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。	第2条の4
事業者の責務	①事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。 ②事業活動に伴う廃棄物の減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等において製品、容器等が廃棄物となった場合において適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。 ③廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。	第3条
国及び 地方公共団体 の責務 (市のみ抜すい)	①市町村は、「区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り」、「一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努め」それとともに、「一般廃棄物の処理に関する事業の能率的な運営に努め」なければならない。 ④国、都道府県及び市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。	第4条

(1) 市民の役割

廃棄物処理法に定める責務のほか、循環型社会の形成に関する様々な法律の中で、ごみの発生抑制や資源の再利用・再生利用等について役割が示されています。

市民は、消費生活においては、商品を買う前、商品の選択・購入時、使用時、廃棄時の各段階において、環境保全を考慮し、できる限りごみを生じさせないライフスタイルに努める必要があります。

また、ごみの減量と資源の再利用・再生利用にむけた自主的な行動、そして市が実施する施策への協力と参加が求められます。

市民の役割

- ①消費生活におけるごみ減量
- ②地域での取組への積極的参加
- ③市の施策への協力・参加

① 消費生活におけるごみ減量

ア 商品を買う前

- ・必要なもの、必要な量を考える
- ・不要品交換、リサイクルショップを活用する

イ 商品の選択・購入時

- ・環境に配慮した商品を選ぶ
(リサイクル製品、詰め替え品、リターナブル容器の商品、長期使用が可能な商品)
- ・マイバッグを持参し、不要な袋を受け取らない

ウ 商品の使用時

- ・長く大切に使用する
- ・家電製品は最新型に買い換えることが省エネになる場合もある
- ・食品などは使いきる、食べきる

エ 商品の廃棄時

- ・生ごみは堆肥化
- ・チラシの裏、古布の再利用
- ・資源の店頭回収、分別排出

②地域での取組への積極的参加

- ・ごみに関する説明会への参加
- ・資源集団回収への参加
- ・フリーマーケット・バザー等の活用
- ・家庭内で話し合う

③市の施策への協力・参加

- ・分別回収・収集への協力
- ・「燃えるごみ収集日程表・リサイクル分別収集予定表」に従って、分別の徹底化に協力します
- ・資源類の分別回収が、円滑にかつ効率的に行われるように協力します

(2) 事業者の役割

市民と同様に、事業者に対しても、廃棄物処理法その他の法律で責務が定められています。

事業者は事業規模にかかわらず、環境及び資源の問題に配慮した事業活動を行い、市の施策に協力するとともに、廃棄物の減量化に努め、地域の一因としての役割を果たさなければなりません。

事業者の役割

- ①自らの責任における自己処理
- ②ごみ減量の工夫
- ③事業所内での資源の分別
- ④包装の適正化
- ⑤容器包装等の資源物の回収
- ⑥家電4品目の回収及び修理体制（アフターサービス）の充実
- ⑦生ごみの発生抑制及びリサイクルの促進
- ⑧市の施策への協力

①自らの責任における自己処理

○製品開発・製造の取り組み

- ・リサイクルが容易な製品の開発・製造に努めます。
- ・耐久性の優れた製品の開発・製造に努めます。
- ・リターナブル容器製品や詰め替え製品の開発・製造に努めます。
- ・過剰包装を行わず適正包装の方法の開発及び促進に努めます。
- ・過剰なダイレクトメールを自粛します。

②ごみ減量方法の工夫

○物品の購入・使用の際の工夫

- ・自らごみ減量化マニュアルの作成等により減量化に努めます。
- ・事務用機器・用品等は、耐久性に優れたものを購入し、長期間使用します。
- ・故障・破損した事務用機器・用品等は、できるだけ修理・補修して使います。
- ・電子メールやLANの活用によるペーパーレス化に努めます。
- ・無駄なコピーをなくし、できるだけ両面コピーにする等、紙を有効利用します。

○再生品の購入・使用

- ・コピー用紙、OA用紙等の紙製品は、再生紙を購入します。
- ・トイレットペーパー等は、古紙を利用したものを購入します。
- ・廃プラスチック等を利用した再生品の購入に努めます。

- 事業所内での意識の啓発
 - ・従業員のごみの減量化・資源化に関する意識の啓発を図ります。
 - ・従業員に対する研修会や講習会を実施し、意識の啓発を図ります。
- ③事業所内での資源物の分別・回収
 - 紙、空き缶、空きびん等の回収
 - ・事業所内で発生した古紙等は、種類別に分別し資源化ルートに乗せます。
 - ・一事業所だけでは一定量が確保できない場合には、他の事業所と協力して効率の良い回収を行います。
- ④包装の適正化
 - 自主的な包装基準の策定
 - ・業界、チェーン店等で自主的に簡易包装の基準を選定します。
 - ・包装の簡素化・適正化を行います。
- ⑤容器包装等の資源物の回収
 - 容器包装等の資源物の回収
 - ・トレイ、牛乳パック、ペットボトル等を自主回収します。
 - リターナブル容器入りの商品の販売・回収
 - ・リターナブル容器製品や詰め替え商品を積極的に販売します。
 - ・使用済容器の回収を積極的に努めます。
- ⑥家電4品目の回収及び修理体制（アフターサービス）の充実
 - 家電4品目の回収
 - ・家電製品販売店は消費者から引き取りを依頼された家電4品目を回収します。
 - ・製造業者は、法に基づく資源化を行います。
 - 家電製品の修理体制（アフターサービス）
 - ・家電製品の修理体制の充実を図り、併せて消費者へのPRに努めます。
- ⑦生ごみの発生抑制及びリサイクルの促進
 - 事業者の食品廃棄物の発生抑制
 - ・食品メーカー、スーパー、レストラン、コンビニエンスストアなどの食品関連事業者は食品廃棄物の発生を抑制します。
 - ・生ごみ処理機器等の使用により生ごみの肥料化、飼料化を行います。
- ⑧市の施策への協力
 - ・廃棄物減量に関する計画の策定等により、計画的にごみの排出を抑制します。

(3) 市の役割

廃棄物処理法やその他の法律では、市に対する責務も定められています。

市で発生する廃棄物を適正処理することを基本として、各種リサイクル法の目的等を市民や事業者にも周知し、その徹底が図られるよう啓発に努めるとともに、ごみの減量化や資源化の推進のための諸施策を総合的かつ計画的に実施します。

また、廃棄物処理行政に関する法改正等の動向にも十分留意し、市民、事業者、市、県、国の適切な役割分担について、国等に対し必要に応じた働きかけを行います。

市の役割

- ①総合的な取り組み
- ②リサイクル推進体制の強化
- ③意識の啓発
- ④情報提供及び収集
- ⑤自ら減量化・資源化の実施、再生品の率先利用

①総合的な取組

○ごみ処理手数料の検討

- ・ごみ処理費用の適切な受益者負担について検討を続けます。

②リサイクル推進体制の強化

○生ごみの処理の推進

- ・家庭用生ごみ処理機等の購入費用の一部助成を継続します。
- ・事業者に対する業務用生ごみ処理機等の購入費用の一部助成を検討します。
- ・自治会単位（設置型）による生ごみ堆肥化を推進します。

○資源集団回収の促進

- ・資源集団回収など地域の自主的な取組を支援するため、奨励金交付制度を継続します。

○減量化に向けた取組の促進

- ・使い捨て商品の自粛や適正包装に向けた取組をPRします。
- ・再生品の使用や耐久性の高い製品の購入をPRします。
- ・リターナブル容器や詰め替え製品の購入をPRします。
- ・家電製品等の修理体制・回収を要請します。
- ・事業者に対して店頭回収を要請します。
- ・マイバッグ運動の推進を図ります。

③意識の啓発

○環境教育の推進

- ・環境意識の向上のため、環境教育を推進します。
- ・市民、事業者への地域説明や講演会の充実を図ります。
- ・地域の各種団体へ率先して各種資料の提供を行います。

④情報提供及び収集

○情報提供及び収集

- ・情報公開条例を活用します。
- ・先進自治体の施策内容の情報を収集します。
- ・市広報によりごみに関する情報を提供します。
- ・インターネット等の活用を図ります。
- ・環境審議会の審議・意見交換会などを継続します。

⑤自ら減量化・資源化の実績、再生品の率先利用

○市での減量化の推進及び再生品の率先利用

- ・庁舎内で発生するごみの減量化に努めます。
- ・グリーン購入等再生品の購入・率先利用に努めます。

(4) ごみ処理手数料の見直し

平成 29 年度現在、本市におけるごみ処理手数料は表に示すとおりです。

市民 1 人 1 日当たりのごみ処理経費は、人口の減少もあって増加傾向にあります。

特に、粗大ごみ処理手数料単価については、平成 5 年 6 月から変更されておらず、見直しの時期が来ています。今後の処理経費の動向を見ながら手数料の検討を行い、適切な料金を設定していきます。

ごみ処理手数料（平成 19 年 7 月 1 日 改正）

1. 燃えるごみ収集

下田市指定ごみ袋の販売価格

- ・ 30 リットル・・・20 枚 400 円
- ・ 45 リットル・・・20 枚 600 円
- ・ 75 リットル・・・20 枚 1,000 円

2. 清掃センターへの持ち込み

(1) 燃えるごみ、びん・缶、ペットボトル等

70 円/10kg ただし 20kg 以下は 1 回 100 円

(2) 粗大ごみ（自転車、家具、家電製品等）

200 円/10kg ただし 20kg 以下は 1 回 100 円

3) 資源化の方法

ごみの資源化の方法は、(1)排出前段階での方法、(2)排出段階での方法、(3)処理段階での方法があり、これらの方法により資源化率を向上させていきます。

(1) 排出前段階での方法

ごみ収集に出さずに資源化します。

- ① 生ごみ処理機等による家庭・事業所での堆肥化
- ② 資源集団回収（新聞、雑誌、ダンボール、アルミ缶、空きびん）による資源化

(2) 排出段階での方法

資源類を排出段階において分別して収集し、資源化します。

資源となるものを以下に示します。

- ① 缶
- ② びん
- ③ ペットボトル
- ④ 古紙
- ⑤ ガラス・陶器・化粧びんなど
- ⑥ 蛍光灯・電球
- ⑦ 乾電池
- ⑧ 金属キャップ
- ⑨ 廃食用油（植物性）
- ⑩ 古着
- ⑪ 小型家電

(3) 処理段階での方法

資源物の分別収集以外に、中間処理施設に搬入されたごみから資源化します。

- ① 不燃選別後の鉄くずやアルミの資源化
- ② 燃やせるごみの焼却処理時に発生する余熱の利用
- ③ 焼却灰のセメント原料としての有効利用

4) 関連施設及びその整備計画の概要

市は、分別収集した資源ごみのストックヤードや資源化处理施設の確保に努めています。

集団資源回収団体の活動支援をするため、公民館、学校等の公共施設利用の便宜を図っていきます。

排出抑制・資源化を図るための関連施設として、スーパー等の店頭回収、販売店回収などの拠点回収があり、これら関連施設の有効活用について、市は市民に積極的に啓発していきます。

2. 収集・運搬計画

1) 収集・運搬に関する目標

本市では平成 11 年度から、容器包装リサイクル法等に基づく資源物分別回収を開始、また、平成 13 年 6 月からはリサイクル分別排出の一層の普及と高齢者福祉等の充実を図るため、リサイクル廃棄物（可燃ごみを含む）をステーションに排出することが困難なひとり暮らし老人等への特別在宅収集を実施しています。

今後の課題として、効率的な収集・運搬体制、収集車両の環境対策が挙げられます。

以上のことからごみ収集・運搬に関する目標を以下のとおりとします。

収集・運搬に関する目標

- ①ごみ排出ルール of 徹底による効率的な分別収集を実施していきます。
- ②資源化や中間処理に適した合理的な分別収集を確立します。
- ③収集作業の安全確保と事故防止の徹底を図ります。

2) 収集区域の範囲

下田市全域を計画収集区域とします。

3) 収集・運搬の方法

(1) ごみの分別区分

表 2-5-2 ごみの分別区分

分別の区分	対象物	出し方
可燃ごみ (燃えるごみ)	○生ごみ ○プラスチック・ビニール類 ○落ち葉・小枝・板切れ ○紙くず ○ゴム・皮革類 など	<ul style="list-style-type: none"> 市指定のごみ袋に入れる。 指定袋には区名・氏名を記入。 生ごみはよく水を切る。 スーパー等のレジ袋はごみ袋として使えない。 金属類等分解できるものは取り外す。
リサイクル分別ごみ	缶	○スチール缶 ○アルミ缶 【青コンテナ (大)】 <ul style="list-style-type: none"> 水洗いする。 スチール缶とアルミ缶を分ける。 アルミは軽くつぶしてから出す。 スプレー缶は使いきる。
	びん	○無色びん ○茶色びん ○その他の色のびん 【青コンテナ (小)】 <ul style="list-style-type: none"> 飲料・食料品のびんに限る。 キャップを取る。 色別に分けて出す。
	ペットボトル	○ペットボトル 【ペットボトル回収袋】 <ul style="list-style-type: none"> キャップを取る。 水洗いをして軽くつぶす。
	古紙	○新聞 (折込チラシ含む) ○雑誌 (図書・カタログ等含む) ○ダンボール ○牛乳等紙パック <ul style="list-style-type: none"> 種類ごとに白紙ひもで十文字にしぼる。 ビニールひもは不可。 カタログ等のビニールは取る。 紙パックは水洗いし、切り開き、乾かす (内側が銀色のものは不可、プラスチックの注ぎ口はとる)。
	ガラス・陶器・化粧びんなど	○ガラス・陶器・化粧びんなど 【グレーコンテナ】
	蛍光灯・電球	○蛍光灯・電球 <ul style="list-style-type: none"> 元々入っていたケースか透明ビニール袋に入れて出す。
	乾電池	○乾電池 【乾電池用容器】 <ul style="list-style-type: none"> ボタン電池は回収協力店へ。 鉛バッテリーは販売店で回収。
	金属キャップ	○キャップ、王冠、クギ、釣針、カミソリの刃など 【金属キャップ用容器】
	廃食用油 (植物性)	○廃食用油 (植物性) <ul style="list-style-type: none"> 元々入っていたプラスチックボトルかペットボトルに入れて出す。 フタはしっかりしめる。
	小型粗大ごみ	○小型粗大ごみ 【グレーコンテナ】
古着	○再利用できる衣類全般 【収集・拠点回収】 <ul style="list-style-type: none"> 透明・半透明のビニール袋に入れ、袋の口をしぼって出す。 再利用できる布・革製の靴 (組にしてひも等で束ねる)、ベルト、バッグ、帽子、ぬいぐるみなども可。 	
小型家電	○回収ボックスの投入口 (幅 30cm×縦 14cm) に入る家庭で使用した家電製品 【拠点回収】	

(2) 収集方式

可燃ごみはステーション収集又は戸別収集、資源ごみはステーション収集、粗大ごみは直接搬入とします。

(3) 収集頻度

収集頻度は、可燃ごみ2回/週、リサイクル分別ごみが2回/月であり、排出時間は、可燃ごみは午前の部は午前8時までに、午後の部は午後1時までに、リサイクル分別ごみは午前7時から8時までの間に排出することになっています。

下田市宮じん芥処理場（清掃センター）に自己搬入する場合は、「燃えるごみ」「リサイクル分別ごみ」「古着類」「粗大ごみ」に分けて持ち込みます。

（受付時間：月曜日から金曜日の午前8時45分から午後4時00分、土曜日の午前8時45分から午前11時30分）

(4) 収集車輛等

地球温暖化防止や大気汚染防止を推進するため、収集車輛を更新する際には低公害車への転換を図ります。

同様に、委託業者に対しても、低公害車輛の導入を働きかけます。

(5) 事業系ごみの対応

事業系ごみは、自己の責任において処理することが原則です。

地域振興と事業活動は密接に関係しており、事業活動を持続発展させながら、発生するごみを減らし、適正に処理するには、資源循環システムに即した事業活動を行うことが最適な解決策となります。

そうした事業活動への転換を促すため、事業者へは以下に示すような対策を講じていくこととします。

- ①事業活動において発生するごみの資源化・減量化に努め、自らの責任で適正に処理するよう啓発及び指導していきます。
- ②排出に際しては、資源物等の分別の徹底を要請します。
- ③市のごみ処理を利用する場合の費用について、負担に見合った手数料を検討します。
- ④家電販売店に対し、家電4品目の引取を要請・指導します。
- ⑤許可業者の指導・育成を行います。

3. 中間処理計画

1) 中間処理に関する目標

分別収集されたごみを減量化・資源化・減容化するための処理を中間処理といいます。

本市では中間処理施設として、ごみ焼却施設と資源化施設があります。

ごみ焼却施設では可燃ごみを焼却処理します。資源化施設では、搬入された資源ごみの選別・圧縮・梱包、そして粗大ごみからの資源回収を行っています。

ごみ焼却施設は昭和 57 年から稼動していますが、平成 13 年 3 月に排ガス高度処理及び灰固形化施設整備の工事が竣工し、平成 20 年 11 月に焼却炉の更新工事が竣工しました。新ごみ処理施設整備までの間、本施設を活用していく方針です。

資源化施設については、現在民間委託により運用しています。委託業者と連携して、効率の高い資源化を進め、新施設整備についても検討を行います。

以上のことから、中間処理に係る目標を以下のとおりとします。

中間処理に関する目標

- ①新規ごみ処理施設の整備にむけて、検討を行います。
- ②新規ごみ処理施設が整備されるまでの間、安全で信頼されるごみ処理施設の運転管理に努めます。
- ③資源化施設・粗大ごみ処理施設については、委託業者と連携して効率的な資源化を進めるとともに、新施設整備についても検討を行います。

2) 中間処理の方法

(1) 可燃ごみ

可燃ごみは、市営じん芥処理場で焼却処理します。

(2) リサイクル分別ごみ

① 缶

缶（スチール缶、アルミ缶）は分別収集後、圧縮成形後資源化します。

② びん

びん（無色、茶色、その他の色）は分別収集後、資源化します。

リターナブルびん（生きびん）は一升びんとビールびんに区分し資源化します。

③ ペットボトル

ペットボトルは分別収集後、手選別で異物除去後、減容（圧縮梱包）処理をします。

④ 古紙

古紙（新聞、雑誌、ダンボール、紙パック）は分別収集後、資源化します。

- ⑤ ガラス・陶器・化粧品など
- ⑥ 蛍光灯・電球
- ⑦ 乾電池
- ⑧ 金属キャップ
- ⑨ 廃食用油（植物性）
- ⑩ 小型粗大ごみ
- ⑪ 古着
- ⑫ 小型家電

これらの品目は収集後、一定量になるまでストックヤードにおいて保管し、業者委託処理します。

- ⑬ その他プラスチック製容器包装

現在、ペットボトルキャップの持込分のみリサイクルしていますが、今後、その他のプラスチック製容器包装の収集・資源化处理も検討します。

- ⑭ 発泡スチロール、白色トレイ

今後、その他のプラスチック製容器包装の収集・資源化处理を検討します。

(3) 粗大ごみ

有価物（鉄・アルミ）を選別します。

3) 中間処理施設及びその整備計画の概要

ごみ焼却施設は、排ガス高度処理施設及び灰固化処理施設の整備が完了し、新しいごみ処理施設が供用されるまで稼働させていく方針です。

次期ごみ焼却施設は広域圏による施設整備も視野に入れ、必要に応じて関係町及び関係行政機関と協議して検討を進めていくこととします。

資源化施設・粗大ごみ処理施設等についても施設整備について検討していくこととします。

4) 中間処理に伴うエネルギー回収・利用方法

次期ごみ処理施設においては、焼却時の余剰エネルギーを発電や温水・蒸気などの形で最大限回収し、有効に利用するものとします。

4. 最終処分計画

1) 最終処分に関する目標

下田市一般廃棄物最終処分場は既に廃止しており、中間処理残渣は民間事業者への委託により処分しています。

市内における最終処分場の整備は、用地の確保が困難な状況にあります。

焼却灰の資源化を図るとともに、処分先を安定的に確保する必要があります。

最終処分に関する目標

- ①ごみの発生抑制と資源化により、最終処分量を削減します。
- ②長期的・安定的な最終処分先確保を進めます。
- ③最終処分場の跡地利用を計画的に推進します。

2) 最終処分の方法

(1) 最終処分対象

最終処分するものは、ごみ焼却施設の焼却残渣（焼却灰と固化ばいじん）です。

(2) 最終処分の方法

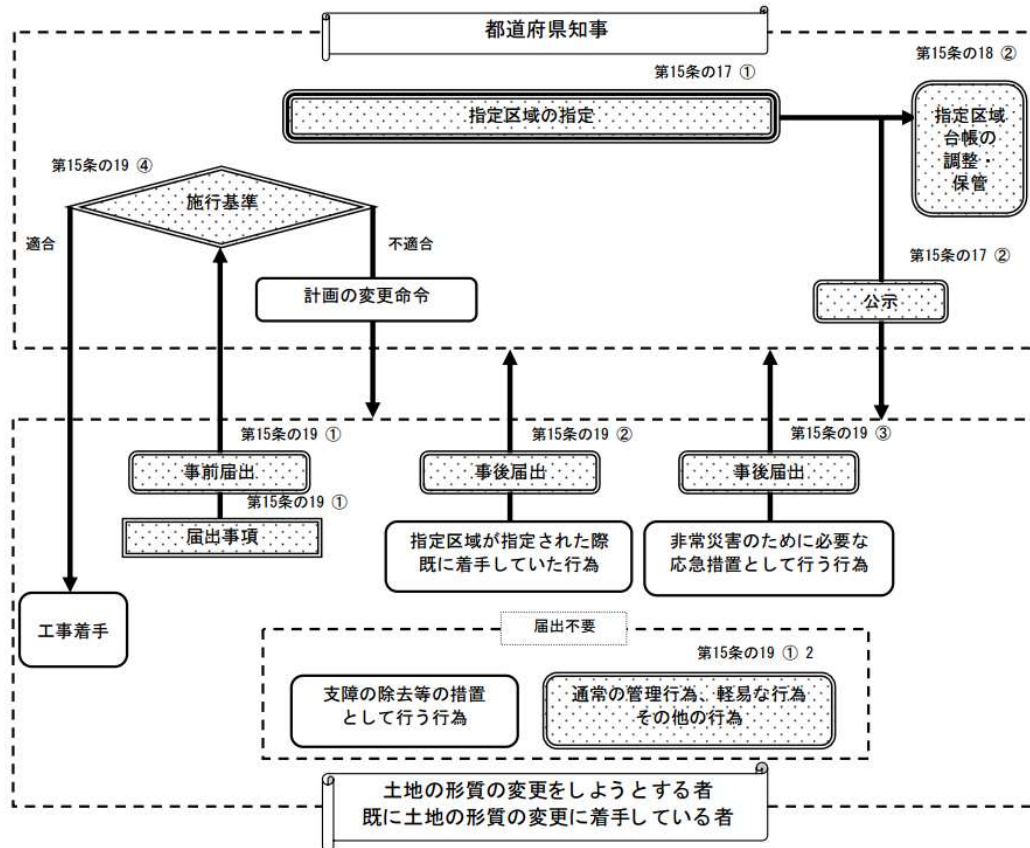
民間業者への委託により処分していきます。

3) 最終処分場の跡地利用計画

廃止された最終処分場は、廃棄物処理施設として維持管理を行わなくとも、そのままであれば生活環境保全上の問題が生じるおそれがない状態です。

しかし、廃止後の最終処分場跡地において土地の形質変更が行われる場合には地下の廃棄物が攪拌されたり酸素が供給されたりすることにより、廃棄物の発酵や分解が進行し、生活環境に支障を与えるおそれがあります。

このため、平成 16 年の廃棄物処理法の改正において、廃止後の最終処分場の土地について形質変更が行われることにより、生活環境保全上の支障が生じるおそれがある区域を都道府県知事等が指定を行い、その区域内での土地の形質変更は施工方法の基準に従い実施することと、知事への事前の届出が義務づけられました。



出典：最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン

図 3-5-1 土地の形質変更に係る届出制度の体系

土地の形質の変更の施工方法に関する基準（廃棄物処理法施行規則第 12 条の 40）

1. 廃棄物を飛散、又は流出させないものであること。
2. 埋立地から可燃性ガス又は悪臭ガスが発生する場合には、換気又は脱臭その他必要な措置を講ずるものであること。
3. 土地の形質の変更により埋立地の内部に汚水が発生し、流出するおそれがある場合には、水処理の実施その他必要な措置を講ずるものであること。
4. 土砂の覆いの機能を損なうおそれがある場合には、当該機能を維持するために土砂の覆いに代替する措置を講ずるものであること。
5. 土地の形質の変更により埋立地に設置された設備の機能を損なうおそれがある場合には、当該機能を維持するために埋立地に設置された設備に代替する措置を講ずるものであること。
6. 土地の形質の変更に係る工事が完了するまでの間、当該工事に伴って生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないことを確認するために必要な範囲内で放流水の水質検査を行うものであること。
7. 前号の規定による水質検査の結果、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずるものであること。

4) 跡地利用の実例

埋立地の跡地利用としては、農地、公園、太陽光発電施設などが考えられます。

事例に関する調査報告[※]では、一般廃棄物最終処分場の跡地利用に関する計画では、公園・緑地が全体の 65%と最も多く、次が林地 17%、農地 6%の順でした。

近年は太陽光発電施設としての利用もあります。

市の最終処分場跡地は、地形的に有効利用しづらいことから、植栽して原状復帰することが妥当と考えられますが、住民要望等をふまえ、今後検討していきます。

[※]最終処分場の構造および維持管理に関する調査報告書 平成 21 年 3 月 社団法人全国産業廃棄物連合会

5. その他

1) 住民・事業者に対する広報・啓発活動

資源循環型社会を形成していくため、市は、市民・事業者に対し、積極的にごみ減量・リサイクルについて広報・啓発活動を行い協力を求めていくこととします。

(1) 住民意識の啓発

① 講演会、説明会の開催

市民・事業者・市が共通の認識を持つため、定期的に講演会や懇談会を開催し、ごみの資源化や排出抑制の重要性の意識を深めていくことを検討します。また、必要に応じ、各町内会、各種団体、各種業界、各種職場などでの説明会を開催することも検討していきます。

② 広報、パンフレット

わかりやすく、親しみやすい表現・内容で記事を作り、配布の量・回数・時期なども受け入れやすいよう工夫していきます。

③ 集団回収の推進

積極的にリサイクル活動に取り組んでいる団体を表彰し、広報等で紹介します。

(2) 事業者などの啓発

① 事業者・経営者への協力要請及び指導

事業者等自らが事業活動や製品・商品の販売のあり方等について見直し、簡易包装や容器の回収等によってごみの排出抑制やリサイクルの推進に協力するよう指導、要請していきます。

② 事業系ごみへの対応

事業系ごみについては、事業者等自らが排出者責任で自己処理していくことを理解してもらい、事業系ごみの減量化やリサイクル等を計画的に推進するよう指導・助言していきます。

③ アパート等の入居者への指導

短期間の入居者が多いアパート等については、家主・管理人に責任を持たせるよう指導していきます。

④ 店頭でのPR強化

事業者は、自らのリサイクル事業や地域活動を店頭等でPRし、来客者への認識を深めるよう要請します。

(3) 施設整備における市民の理解と協力

ごみ処理施設は日常生活にとって必要不可欠な都市施設ですが、公害の発生や環境汚染、健康被害に対する不安は近隣住民にとって取り除きたいものがあります。

したがって、昨今の技術革新による施設の安全性や施設を設置する必要性を理解してもらうため、施設の更新あるいは新設時に建設予定地の近隣住民に対しては、説明会を開催し、事前に十分な理解と協力を求めていくこととします。

2) 適正処理困難物等に対する対処方法

(1) 適正処理困難物への対応

適正処理困難物は、破碎困難、焼却困難、最終処分（埋立）困難、作業場の危険性（引火・爆発・病原性・有毒・有害等）、作業上の困難性（大きさ・重さ）等の性質を持っている物です。

国では適正処理困難物として4品目、① 廃ゴムタイヤ(自動車用のもの)、② 廃テレビ受像機(25型以上)、③ 廃電気冷蔵庫(250リットル以上)、④ 廃スプリングマットレスを指定しています。

市においても収集や処理が困難なごみを指定しており、こうしたごみの処理・処分については販売店での引取や専門の処理業者に依頼するよう市民・事業者にも協力を求めていきます。

(2) 特別管理一般廃棄物への対処

① PCB入りの部品の処理

廃家電製品からのPCB使用部品の有無の点検及び除去はメーカーに協力を要請し、これらの処理を依頼します。

② 感染性医療廃棄物への対応

医療機関等から排出される注射針等の特別管理産業廃棄物やそれ以外の特別管理一般廃棄物については、関係機関と十分協議し、適正処理について指導していきます。

③ ばいじんの処理

下田市営じん芥処理場で可燃ごみを焼却処理する際に発生するばいじん（集じん灰）は灰固形化処理しています。

(3) 家電リサイクル法への対応

家電製品については、家電リサイクル法により4品目が指定され、メーカーによるリサイクルが行われています。これらについて、市民、事業者にも販売店へ引取を依頼するよう周知・徹底していきます。

3) 散在ごみ及び不法投棄への対応

一般廃棄物が不法投棄された場合は、市が主体となり事務処理を行わなければなりません。このため、収集作業員その他地域住民からの情報収集及び不法投棄パトロールの実施により、不法投棄の早期発見に努めます。

市は、住民や関係機関から不法投棄の通報を受けた場合は、速やかに現地確認を行うとともに、必要に応じて保健所、警察、土地所有者等と対応を協議します。

不法投棄の処理責任は不法投棄を行った者にあることから、市は原因者を調査しますが、不法投棄を行った者が明らかでない場合は、当該廃棄物の所在する土地所有者に対し撤去指示等を行うものとします。

なお、市はその区域内における一般廃棄物の適正な処理についての包括的責任を有することから、場合によっては市が自ら処理するものとします。

不法投棄物の処理後は、再び投棄されることのないよう、土地所有者等に対し、看板や柵などの設置を指導していきます。

空き缶等のごみ散乱防止に関しては、広報等を通じて理解を呼びかけるほか、印刷物の配布や看板等の設置を行います。

また、環境美化の推進について啓発活動を行い、条例等の周知徹底に努め、環境美化意識の高揚を図っていきます。

4) 災害時における相互協力体制

大規模な災害が発生した場合には、一時的に多量の災害廃棄物が発生し、また廃棄物処理施設の損壊などにより平常時の体制では対応できない事態が生じることが予測されます。

本市は、平成 29 年 2 月に下田市災害廃棄物処理計画を策定しており、災害発生時の一般廃棄物の継続処理、仮設トイレ等の設置、災害廃棄物の仮置き・収集運搬・中間処理・最終処分等について、体制整備、応急対応、復旧・復興のそれぞれ必要な事項を定めています。

この計画に基づき、災害発生時に適切に対応できるよう、必要な体制の整備を進めます。

5) 地域に関する諸計画との関係

本計画の推進にあたっては、「第 4 次下田市総合計画」及び「下田市環境基本計画」を上位計画と位置づけ、整合を図っていきます。

また、静岡県廃棄物処理計画等の諸計画との関係・調整を図っていくこととします。

第 3 章 生活排水処理基本計画

第 1 節 基本方針

1. 生活排水処理の基本方針

生活排水とは、し尿とそれ以外の雑排水（洗面手洗、台所、風呂、洗濯等からの排水）に分けられます。

平成 28 年度現在の当市における生活排水の処理は、し尿と雑排水を併せて処理する「公共下水道」、「漁業集落排水処理施設」、「合併処理浄化槽」のほか、し尿のみを処理する「みなし浄化槽（単独処理浄化槽）」で行なわれており、市の行政区域内人口は、生活排水処理の面から見ると「水洗化人口」と「非水洗化人口」とに分類することができます。

また、し尿及び浄化槽（みなし浄化槽を含む。）から発生する汚泥を処理する施設として、南伊豆町と共同運営している汚泥処理クリーンセンター（一部事務組合南豆衛生プラント組合）を設置しています。

本市の産業は水産業と海水浴場をはじめとする海による観光業が特徴的であり、豊かな水の恵みを享受しています。

現代の我々には、生活排水対策を適切に進め、この恵み豊かな水を将来世代に継承することが求められています。

このことを踏まえた、本市における生活排水処理の基本方針を次のとおり定めます。

基本方針

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 地域の特性に応じた生活排水処理の充実2. 効率的な収集運搬と処理3. 市民・事業者・行政の協働4. 処理における省資源化・省エネルギー化と未利用資源の利用 |
|---|

2. 生活排水処理施設整備の基本方針

本市は市庁舎が位置する市街地のほかは、山地、または山地を挟んで湾沿いの土地など、変化に富んだ市であり、それぞれの地域の特性に合わせて、公共下水道と浄化槽を整備し効率的な生活排水処理を行うものとします。

第2節 目標年次

本計画は、平成30年度を初年度とした15年の計画とし、目標年次は平成44年度と定めます。

なお、本計画は5年ごと、または諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うものとしします。

第3節 生活排水処理の現況

1. 生活排水処理施設の整備状況

1) 下田浄化センター

施設の名称	下田浄化センター	
所在地	下田市須崎 1801 番地	
処理能力	9,200m ³ /日最大	
処理方法	汚水	標準活性汚泥法
	汚泥	濃縮→機械脱水→搬出・処分
処分方法	焼却、陸上埋立、建設資材、肥料	
供用開始	平成4年5月	

2) 汚泥処理クリーンセンター（南豆衛生プラント組合）

施設の名称	汚泥処理クリーンセンター	
所在地	下田市敷根 13 番 8 号	
処理能力	43KL/日	
処理方法	膜分離高負荷脱窒素処理方式	
資源化の方法	炭化	
供用開始	平成18年3月	

3) 田牛漁業集落排水処理施設

施設の名称	下田市田牛漁業集落排水処理施設
所在地	下田市田牛字長谷 461 番及び 462 番 1 地先
処理能力	451 m ³ /日
処理方法	回分式活性汚泥法+凝集加圧浮上分離法
供用開始	平成 7 年 4 月
処理対象区域	漁業集落環境整備事業実施要領に基づき 漁業集落環境整備事業の承認を受けた区域

2. 生活排水の処理状況

1) 処理形態別人口の推移

直近 5 年間のまでの処理形態別人口の推移は表 3-3-1 に示すとおりです。

表 3-3-1 生活排水の処理形態別人口（直近 5 年間）

年度	総人口	非水洗化人口				水洗化人口				
		合計	非水洗化率	計画収集人口	自家処理人口	合計	水洗化率	公共下水道人口	浄化槽人口	うち合併処理浄化槽人口
		(人)	(%)	(人)	(人)	(人)	(%)	(人)	(人)	(人)
H23 (2011)	24,790	286	1.2	220	66	24,504	98.8	11,098	13,406	1,344
H24 (2012)	24,571	239	1.0	200	39	24,332	99.0	10,918	13,414	1,333
H25 (2013)	24,204	226	0.9	200	26	23,978	99.1	10,781	13,197	1,666
H26 (2014)	23,730	497	2.1	200	297	23,233	97.9	10,628	12,605	1,674
H27 (2015)	23,246	497	2.1	200	297	22,749	97.9	10,397	12,352	1,735

※H26 以降の自家処理人口の変動は調査方法の変更によるもの。

2) 施設整備の状況

本市の公共下水道は、全体計画の処理面積が 439.20ha、事業計画区域が 314.2ha、平成 27 年度における供用・処理開始面積が 278.72ha となっています。

そして、行政人口に対する普及率は 45.3%、整備済み区間内における接続済み人口の割合は 69.8%となっています。

また、浄化槽については、公共下水道の計画区域及び漁業集落排水の処理対象区域を除く区域において、設置に対する補助を行っています。

3) し尿・浄化槽汚泥の発生量

許可業者が収集運搬を行っているし尿及び浄化槽汚泥の収集量を表 3-3-2 に示します。非水洗化人口の減少に伴ってし尿量が減り、浄化槽汚泥はほぼ横ばいとなっています。

表 3-3-2 し尿及び浄化槽汚泥の収集量

年度	し尿 (kL)	浄化槽汚泥 (kL)
H23 (2011)	315	7,790
H24 (2012)	327	8,103
H25 (2013)	294	8,183
H26 (2014)	265	8,617
H27 (2015)	266	8,112
H28 (2016)	223	8,188

第4節 生活排水処理に関する予測

1. 処理形態別人口

将来人口は、下田市人口ビジョンの将来展望ケースより求めました。

なお、人口ビジョンは5年ごとの算出であったことから、その間の変化については差を等分することで補間しました。

処理形態別人口のうち、下水道処理人口は、「下田市公共下水道 アクションプランに関する検討書」において示されている人口としました。

計画収集人口は直近の実績 200 人から、自家処理人口は直近の実績 297 人から、それぞれ人口の減少と同じ割合で減少するものとしました。

浄化槽（合併処理浄化槽）処理人口は実績からトレンド予測を行いました。

みなし浄化槽による処理人口は、行政区内人口から、上記の各処理人口を除くことで求めました。

表 3-4-1 処理形態別人口の予測結果

年度	総人口	非水洗化人口				水洗化人口				
		合計	非水洗化率	計画収集人口	自家処理人口	合計	水洗化率	公共下水道人口	浄化槽人口	うち合併処理浄化槽人口
		(人)	(%)	(人)	(人)	(人)	(%)	(人)	(人)	(人)
H23(2011)	24,790	286	1.2	220	66	24,504	98.8	11,098	13,406	1,344
H24(2012)	24,571	239	1.0	200	39	24,332	99.0	10,918	13,414	1,333
H25(2013)	24,204	226	0.9	200	26	23,978	99.1	10,781	13,197	1,666
H26(2014)	23,730	497	2.1	200	297	23,233	97.9	10,628	12,605	1,674
H27(2015)	23,246	497	2.1	200	297	22,749	97.9	10,397	12,352	1,735
H28(2016)	22,938	490	2.1	197	293	22,448	97.9	10,606	11,842	1,780
H29(2017)	22,854	488	2.1	196	292	22,366	97.9	10,627	11,739	1,823
H30(2018)	22,549	481	2.1	193	288	22,068	97.9	10,640	11,428	1,859
H31(2019)	22,245	474	2.1	190	284	21,771	97.9	10,625	11,146	1,892
H32(2020)	21,940	467	2.1	187	280	21,473	97.9	10,628	10,845	1,921
H33(2021)	21,628	460	2.1	184	276	21,168	97.9	10,574	10,594	1,947
H34(2022)	21,317	453	2.1	181	272	20,864	97.9	10,599	10,265	1,971
H35(2023)	21,005	446	2.1	178	268	20,559	97.9	10,696	9,863	1,993
H36(2024)	20,694	439	2.1	175	264	20,255	97.9	10,846	9,409	2,013
H37(2025)	20,382	432	2.1	172	260	19,950	97.9	10,901	9,049	2,032
H38(2026)	20,075	425	2.1	169	256	19,650	97.9	10,939	8,711	2,050
H39(2027)	19,769	418	2.1	166	252	19,351	97.9	10,969	8,382	2,067
H40(2028)	19,462	411	2.1	163	248	19,051	97.9	10,999	8,052	2,083
H41(2029)	19,156	404	2.1	160	244	18,752	97.9	11,029	7,723	2,097
H42(2030)	18,849	397	2.1	157	240	18,452	97.9	11,059	7,393	2,112
H43(2031)	18,554	391	2.1	155	236	18,163	97.9	11,089	7,074	2,125
H44(2032)	18,260	385	2.1	153	232	17,875	97.9	11,119	6,756	2,138

2. し尿及び浄化槽汚泥発生量

し尿及び浄化槽汚泥の発生量は、汲み取り人口及び浄化槽処理人口に対して、過去の実績から求めたし尿・浄化槽汚泥の発生原単位を乗じることで求めました。

表 3-4-2 し尿及び浄化槽汚泥発生量の予測結果

年度	し尿	浄化槽汚泥
	(kL)	(kL)
H23(2011)	315	7,790
H24(2012)	327	8,103
H25(2013)	294	8,183
H26(2014)	265	8,406
H27(2015)	266	8,617
H28(2016)	223	8,188
H29(2017)	270	7,671
H30(2018)	265	7,468
H31(2019)	261	7,284
H32(2020)	257	7,087
H33(2021)	253	6,923
H34(2022)	249	6,708
H35(2023)	245	6,445
H36(2024)	241	6,149
H37(2025)	237	5,913
H38(2026)	232	5,692
H39(2027)	228	5,477
H40(2028)	224	5,262
H41(2029)	220	5,047
H42(2030)	216	4,831
H43(2031)	213	4,623
H44(2032)	210	4,415

第5節 生活排水処理の処理主体

生活排水の処理主体は、公共下水道及び漁業集落排水処理施設については市、浄化槽については各設置者とします。

また、汲取りし尿及び浄化槽汚泥については、汚泥処理クリーンセンターにて広域処理します。

表 3-5-1 生活排水の処理主体

施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
浄化槽	し尿・生活雑排水	個人等
みなし浄化槽（単独処理浄化槽）	し尿	個人等
公共下水道	し尿・生活雑排水	市
漁業集落排水処理施設	し尿・生活雑排水	市
し尿処理施設	し尿・浄化槽汚泥	組合

※表中、「組合」とは南豆衛生プラント組合を示す。

第6節 生活排水処理基本計画

1. 生活排水の処理計画

本計画では、生活排水処理をさらに推進し、もって本市の誇るべき資源としての「水」を守り、また、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資することを目標とします。

- ① 公共下水道事業計画区域においては、計画に基づき公共下水道施設の整備普及を促進します。また、公共下水道の供用開始区域における未接続世帯について、下水道への接続転換を促進します。
- ② 公共下水道事業計画区域及び漁業集落排水処理施設の処理対象区域の外においては、浄化槽の設置普及を図ります。
- ③ 汲み取りによる収集またはみなし浄化槽を利用している住宅等については、生活雑排水の未処理での放流が生活環境に及ぼす影響について普及啓発を行い、浄化槽または公共下水道への転換を図ります。
- ④ 浄化槽については、維持管理の徹底やその他の生活雑排水対策について、市民と一体となって展開していきます。

2. 生活排水の処理目標

生活排水処理施設の整備及び普及啓発による処理率、処理人口の目標を表 3-6-1 及び表 3-6-2 にそれぞれ示します。

表 3-6-1 水洗化率の目標

種別	年度	現在	目標年度
		H27(2015)年度末	H44(2032)年度末
水洗化・生活雑排水処理率		42.3%	90.1%

※水洗化・生活雑排水処理率＝公共下水道及び合併処理浄化槽による処理人口/行政人口 で算定した。

表 3-6-2 処理形態別人口の目標

種別	年度	現在	目標年度
		H27(2015)年度末	H44(2032)年度末
1 計画処理区域内人口		23,246	18,260
(1)水洗化・生活排水処理人口		12,132	13,257
①下水道		10,397	11,119
②合併処理浄化槽		1,552	1,955
③漁業集落排水処理施設		183	183
(2)水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)		10,617	4,618
(3)非水洗化人口		497	385

※下水道人口欄は、便宜上供用開始人口にて算定した。

3. し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

1) 収集運搬計画

(1) 収集・運搬計画に関する目標（基本方針等）

生活環境の保全及び公衆衛生の向上のため、適正な収集・運搬体制の整備に努めます。

(2) 収集区域の範囲

収集区域は下田市の全域とします。

(3) 収集・運搬の方法及び量

廃棄物処理法律第7条に基づく許可業者が収集運搬を行うこととします。

なお、収集・運搬量の目標数値は表 3-6-3 のとおりです。

表 3-6-3 し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬量

年度	し尿 (kL)	浄化槽汚泥 (kL)
H29(2017)	270	7,671
H30(2018)	265	7,468
H31(2019)	261	7,284
H32(2020)	257	7,087
H33(2021)	253	6,923
H34(2022)	249	6,708
H35(2023)	245	6,445
H36(2024)	241	6,149
H37(2025)	237	5,913
H38(2026)	232	5,692
H39(2027)	228	5,477
H40(2028)	224	5,262
H41(2029)	220	5,047
H42(2030)	216	4,831
H43(2031)	213	4,623
H44(2032)	210	4,415

2) 中間処理計画

(1) 中間処理に関する目標（基本方針等）

中間処理は、汚泥処理クリーンセンターで実施し、市としてはその適正な処理に関し協力をしていきます。

(2) 中間処理の方法及び量（中間処理物の排出量を含む）

表 3-6-4 中間処理の方法

品目	中間処理の方法
し尿	膜分離高負荷脱窒素処理方式
浄化槽汚泥	

表 3-6-5 中間処理計画処理量

年度	し尿 (kL)	浄化槽汚泥 (kL)	処理量 (kL)
H29(2017)	270	7,671	7,941
H30(2018)	265	7,468	7,733
H31(2019)	261	7,284	7,545
H32(2020)	257	7,087	7,344
H33(2021)	253	6,923	7,176
H34(2022)	249	6,708	6,957
H35(2023)	245	6,445	6,690
H36(2024)	241	6,149	6,390
H37(2025)	237	5,913	6,150
H38(2026)	232	5,692	5,924
H39(2027)	228	5,477	5,705
H40(2028)	224	5,262	5,486
H41(2029)	220	5,047	5,267
H42(2030)	216	4,831	5,047
H43(2031)	213	4,623	4,836
H44(2032)	210	4,415	4,625

(3) 処理施設及びその整備計画の概要

し尿及び浄化槽汚泥の処理施設の概要は表 3-6-6 に示すとおりです。

表 3-6-6 し尿及び浄化槽汚泥の処理施設の概要

施設の名称	下田浄化センター	
所在地	下田市須崎 1801 番地	
処理能力	12,700m ³ /日最大	
処理方法	汚水	標準活性汚泥法
	汚泥	濃縮→機械脱水→搬出・処分
処分方法	焼却、陸上埋立、建設資材、肥料	
供用開始	平成 4 年 5 月	

施設の名称	汚泥処理クリーンセンター	
所在地	下田市敷根 13 番 8 号	
処理能力	43KL/日	
処理方法	膜分離高負荷脱窒素処理方式	
資源化の方法	炭化	
供用開始	平成 18 年 3 月	

3) 最終処分計画

(1) 最終処分に関する目標（基本方針）

処理汚泥は炭化・資源化を行うことで、陸上埋立処分を行いません。

4) 資源化・有効利用

処理汚泥は炭化・資源化を行っており、今後も資源化を継続します。

表 3-6-7 処理残渣の資源化量

年度	し尿及び 浄化槽汚泥の処理量 (kL)	資源化量 (t)
H29(2017)	7,941	35
H30(2018)	7,733	34
H31(2019)	7,545	33
H32(2020)	7,344	33
H33(2021)	7,176	32
H34(2022)	6,957	31
H35(2023)	6,690	30
H36(2024)	6,390	28
H37(2025)	6,150	27
H38(2026)	5,924	26
H39(2027)	5,705	25
H40(2028)	5,486	24
H41(2029)	5,267	23
H42(2030)	5,047	22
H43(2031)	4,836	21
H44(2032)	4,625	21

5) その他

(1) 公共下水道への接続の促進

公共下水道の供用が行われている地域については、建物や土地の使用者・占有者は、供用の公示から遅滞なく排水設備を設置することとなっています。

また、汲み取りにより処理されている世帯については下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 11 条の 3 に基づき、3 年以内に下水道に接続することが義務付けられています。

既に供用が行われている地域においては、法律に則り、速やかに公共下水道に接続するよう、働きかけます。

(2) 合併処理浄化槽の普及促進

合併処理浄化槽による排水処理を推進する地域においては、生活雑排水が処理されていない家庭に対し、合併処理浄化槽の使用を働きかけます。

(3) 浄化槽の適正管理

浄化槽は、その種類と規模に応じて定期的に保守点検を行うことが浄化槽法で義務付けられていますが、全ての設置者において保守点検がなされているとは限らない実態があります。

適切な生活排水処理により公共用水域への負荷を減らすため、浄化槽の適切な管理について普及啓発していきます。

(4) 生活雑排水対策の推進

生活雑排水が処理されていない家庭においては、生活雑排水による汚濁負荷が地域の水路・河川の水質悪化に直接影響します。

また、公共下水道や浄化槽を利用している場合も、能力以上の負担がかかると適正に処理されず、地域環境の悪化が生じる可能性があります。

このため、市民に対して、油や薬品など排水に流してはいけないものなどを含めた、生活雑排水対策について普及啓発していきます。

(5) 市の環境に関する啓発等

パンフレットの作成や、環境観察会、環境学習教室の開催などを通じて、河川をはじめとする身近な環境についての広報・情報提供を実施し、地域の環境に対する愛着と、それを保全しようという意識の高揚を図ります。